

2011/12/13

## 「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成23年12月13日（火） 19：00～21：45

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：（滋賀県） 正木部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、  
伊藤主幹、平井副主幹、川端主任技師

※コンサル3名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事補

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計17人（北尾団地：欠席）

（市会議員） 上田議員、太田議員、小竹議員、三浦議員

（マスコミ） 4社

（出席者数 41名）

司会（滋賀県）：皆さんこんばんは。それでは定刻となりましたので、ただ今から旧 RD 最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきますと思います。

話し合いの初めにあたりまして、琵琶湖環境部長の正木からご挨拶申し上げます。

部長（滋賀県）：失礼いたします。皆さんお疲れの中、お集まりを頂きまして心よりお礼を申し上げます。

冒頭に当たりまして、私の方から、若干、法延長、特措法の延長の関係のことにつきまして、ちょっとご説明をさせていただきます。私ども先だって東京の方行って参りましたら、政府関係者の事務方の方々も、この特措法の延長につきましては、鋭意努力をして、法案が通常国会に提出出来るように努力してるから、ぜひ滋賀県の方も期限に間に合うように出してほしい。こういうようなことを言われておりました。一次対策工の方につきましては、皆さま方にご理解を賜ったおかげで、鋭意進めさせていただいているわけですが、もう一つは、来年度の24年度をもってこの特措法が切れますので、この期限内に何が何でもこの本格的な対策工事をどういうふうにするのかというその計画書を国の方に提出をして、大臣同意を受けておく必要がございます。そうしないと、せっかく法延長がされても、本県の分が対象にならなくなってしまう。言ってしまうと、一次対策工で終わってしまうみたいな話になってしまいますので、これはもうとんでもない話でございますので、何が何でも本格工事の方も国の方に、特措法の中で認めていただけるように、そういうふうに努力をさせていただきたいと思っております。そうしますと、皆さま方にまた話し合い等で大変な、いろんなご無理を申し上げなければいけない点もあろうかと思いますが、ぜひご協力をお願いをしたいというふうに思います。

また場合によっては、必ずしも全部が全部、いわば理解できないというふうな点も、ご理解いただけない点も、場合によってはあるのかもしれませんが、そうした点につき

まして、またこれから先、対策工等がいわば長く続く訳でございますので、その中で、鋭意努力もさせていただきたい、追加もさせていただきたい、そんなふうにも思っておりますので、ぜひまたご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、冒頭に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

司会：ありがとうございました。

初めにお断りさせていただきますが、本日は県、市と RD 問題に関わる周辺自治会の皆さんとの話し合いでございます。傍聴の皆さま方からのご発言は受けないこととして進めさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で、21：30 までとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

あと、本日お配りしました資料でございますが、次第を含めて3種類ございます。金曜日に事前に配布しました資料に追加がありましたので、本日改めて準備させていただきました。申し訳ございませんでした。次第、1枚ものの次第と、後、A3の説明資料、でもう一枚A4のスケジュール表という小さい紙ですね、この3種類です。ございますでしょうか？

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

参事（滋賀県）：それでは、このA3のやつで説明させていただきます。

めくっていただきますと、1ページ2ページというところに1、2、3、4とございます。先週お配りさせていただいたやつは、1番と2番だけに、二次調査ボーリングの考え方についてというやつと、2番の自記水位・水質計の設置位置について、というやつだけになってたかと思っておりますけども、あと、3番目の一次対策工の浸透水揚水井戸の位置についてというやつと、4番目の一次対策工に伴う環境対策についてというやつを追加させていただいております。これで後、この4つにつきまして、一番最後のページに、有害物調査検討委員会の委員さんにご意見をお聞きしておりますので、それを付けさせていただきます。

あと、スケジュール表、このA4のスケジュール表でございますけれども、先ほど部長の方から説明がちょっとありましたが、あと、スケジュールどうなるんやというご質問出ましたら、説明させていただきたいと思っております。

それでは、このA3のやつは1ページから説明させていただきますけれども、まず1番の点で、今日説明させていただいて、了解いただければ、すぐにも、作業の方入っていきたいと言うふうに考えておるということでございます。

まず1番の二次調査ボーリングの考え方についてということでございますけれども、これまでから何回もお話しておりますが、まず30m区画に1か所のボーリングを行いまして、そこで環境基準を超えるような有害物があるというのが確認されたところについて、その広がりを見るために、10m画で区切って、その見つかったところの周りを調査するというものでございます。

1ページの右上のところにイメージ図ということで、書かせていただいておりますけど

も、○の中に×があるやつ、これが一次調査でボーリングをやったところと、この×が  
ついて白抜きになっているところが、土壤環境基準を超えたというところで、そういう  
ところについて、その周りを10m角で切りまして、1か所につき8本追加するような形  
でボーリングをやるということでございます。

ボーリングの掘進長、その下に②として書いておりますけども、この環境基準値を超  
えて検出された深さまでやるということでございます。この絵でいきますと、一区切  
りこれ3mになってますんで、9mまでの6m～9mの間のところで環境基準を超えるよ  
うなものが見つかったというようなことであれば、二次調査ではその深さまで掘って調  
べるということでございます。③で、分析する試料ということでございますが、その見  
つかったところの深さについて、試料を採って調べる。

それから、調べる物質、下の④のところに書いておりますけども、その超えた物質に  
ついて調べるということでございます。それでこの上の絵でいきますと、地表面から6  
mから9mのところ例えば砒素が環境基準を超えて見つかったということであれば、9  
mのところまで掘りまして、6m～9mの試料を採りまして、砒素についてその濃度を調  
べると。最初やったところの回り8本ボーリングしまして、6m～9mの深さのところの  
砒素の濃度がどうなってるかというのを調べるということ、やらせていただきたいと  
いうふうに考えております。

この2ページの方にいきまして、⑤の有害物分布深度が未確定箇所の対応というこ  
とでございますけれども、これは既存調査で有害物が環境基準を超えるようなものがある  
というようなところがあっても、深さがわかっていないところについては、まず既存の  
調査地点のすぐ横でパイロット孔ということでもう一本ボーリングを廃棄物層の一番下  
の所までやりまして、一次調査の同じような形で9mごとに試料とって、あと、それで環  
境基準1/3超えれば3m程等の分析をやるというようなことで一次対策と同じようなこ  
とで、それで物質、深さを確定しまして、それでその回り8本やるというようなこと  
で、やりたい。具体的にはオー6番がそれにあたるということでございます。

めくっていただいて3ページにですね、二次調査のボーリングの計画図ということで、  
描かせていただいております。このちょっと太い線で囲っておりますところが、調査計  
画のボーリングの位置ですところでございます。全部で61本計画してあります。この上  
からいくと、クー3とかキー4とか書いておるところが一次調査でやったボーリングで、  
その横にクー3でしたらダイオキシン類、深度3～6mと書いてございますけども、ダイ  
オキシン類が環境基準を超えて見つかったと、その深さが3m～6mのところやったとい  
うことでございます。その回りに8本ボーリングしまして、3m～6mの深さのところの  
ダイオキシン類の濃度を調べて広がりを見るということ、考えておるということござ  
います。

先ほど申しましたオー6で申しましたけども、左下の方にあります、ふっ素、ほう素、  
深度0～23mと書いてるやつと、ふっ素、深度0～23mと書いてるやつでございますけど  
も、これについては、まず横にボーリングを新たに掘って、深さを調べて、有害物の濃  
度の濃いところの深さを調べた上で、どうするか決めるということ、進めたいというふ  
うに考えておるということでございます。以上が二次調査ボーリングの考え方でござ  
います。ちょっと資料先にずっと説明させていただきます。

次に2番目の自記水位・水質計の設置位置について、ということでございますけども、これは処分場内の浸透水の水位の季節変動を把握しておく必要があるという助言をいただいたということで、自記水位、自動的に水位を一定の時間間隔で記録するような水位計でございますけども、それで連続的に観測すると。あとまた、その井戸の一部には、水質計、簡易なやつですが、設置しまして、水位と水温と pH と EC、この4項目を測るようにしたいと、これも同じように連続観測をやるということでデータを取りたいというふうに考えておるということでございます。

それにつきましては、4、5、6 ページに資料があるわけでございますけども、5 ページを見ていただきますと、その5 ページが、浸透水の井戸の計画位置ということで、この黒い丸、黒いちょっと大きい丸、全部で11箇所あるかと思いますが、この位置に水位計を浸透水の水位計を設置したいというふうに考えております。その考え方としましては、全体的に配置すると言うようなことで、一応、配置計画をたてたということでございます。

4 ページの右上のところに考え方ということで、書いておりますけども、水位計については、全体について配置したということを書かせていただいております。

あと水質計でございますけども、今4 ページの続きを読みますと、廃棄物の影響が大きい箇所、具体的にはこれ EC と書いておりますのは、電気の、電気伝導率の値が高いところ、廃棄物から何か溶けだして、電気が流れやすい状態になっている水があるところを中心にやって配置をすると、一応上下流、横方向というようなことで配置したいということで、その絵が6 ページにありまして、5箇所でございますね。水の流れとしましては、この図面で行きますと、右上から左下に流れてると言うようなことで、そういうような位置に設置して先ほど申しました水位、水質、pH、EC というようなものについて連続観測をしたいということと考えておるということでございます。観測の間隔としては、1時間間隔くらいでやりたいと。それからデータの回収ですけど、自動的に測れるわけですが、一か月に1回くらいデータ回収をすることが原則としたいということと考えております。

以上が2番の水位計、水質計の説明でございます。3、次が3番目の一次対策工の浸透水揚水井戸の位置についてということでございますが、今の資料の2 ページに説明してありますが、今現在、沈砂池付近、この3 ページのところの図面で行きますと、左下のところに沈砂池がありますが、そのちょっと下流側、図面で行くと左側になりますけども、そこに RD 社が設置した井戸が3本ありまして、現在そこから水をくみ上げて水処理をしておるんですけども、それにもう1本加えようと言うことで、さらに浸透水をより多く浄化したいということ考えておるまして、現在浸透水の処理水量、1日20tから30tくらいなんですけども、この水処理施設は、100、1日105tくらいの能力がありますので、後70tから80tいけるということなんで、その余裕分を活用して、出来るだけ有効な位置に井戸を設置した上で、水処理施設に入れて、処理して下水道に流すということで、下水道に流しますので、少なくとも汲み上げた有害物についてはすべてここからは除去されるということになりますので、そういうような処理をしたいと。位置としましては、このエー5です。浸透水揚水井戸計画位置と書いておりますけども、ここが浸透水の流れでも下流の方になりますし、水位なんかを調べておるまして、水が

たくさんあるところということで、ここが適当ではないかなと考えまして、このエー5のところには井戸を設置したいということで考えております。

あと4番目は一次対策に伴う環境対策についてということで、これはこれまでも説明させていただいておりますけども、7ページに書いております、この前も説明させていただきましたこういうようなことで考えておりまして、実際に工事をやる段になりましてどういうふうにしようかというようなあたりは、また詰めていきたいと。また、もちろん話し合いもさせていただきますし、説明をさせていただくということで、これから詰めて進めていきたいというふうに考えております。

今申し上げました4つにつきまして、有害物調査検討委員会の委員さんにお聞きしました結果を、8ページと9ページにかけて書かせていただいております。

これ、実はちょっとご意見をいただいたのが、つい最近でございまして、そのまま載せさせていただきましたんで、委員さんがどういう思いで書かれたのかというところの確認までちょっと出来てない部分がございますので、そのまま載せて、書いてあることの説明だけ簡単にさせていただきます。

まず1番、二次調査ボーリングの考え方についてでございますけども、大嶺委員は特に問題ない。どのような有害物が対象になるのか、文章があいまいなような気がしますというようなコメントでございます。

小野委員は、ボーリングによって、穴を開けてしまったような可能性が高いところがあるので、十分な遮蔽措置が必要と。それからサンプリングをする時には、ボーリング試料のプロファイルから、要は同じような連続しているようなところから試料を採るべきで、あまり3mというようなことにこだわるといってではなく、同じような試料をそれで分けて分析すべきであるというようなコメントを頂いております。

梶山委員は、掘削長がこの途中で止まるのは理由はないので、少なくとも一次調査と同じ深度まで掘進すべきではないかというコメントが一つ。地温、硫化水素の高い地点についても、周辺8メッシュのボーリング調査を行うべきであると。この場合の分析項目は、必ずしも土壤環境基準超過項目に限定すべきではないというコメントと、もう一つが、分析項目を「土壤環境基準超過項目」に限定するのは疑問であるというこの3点のコメントをいただいております。

大東委員は、特に問題はないと。ボーリング掘削により汚染域を拡大させないように注意して下さいというコメントでございます。

樋口委員は、基本的に案のとおりで良いと思うというコメントを頂いております。

2番目の自記水位・水質計の位置でございますけども、大嶺委員は、データの回収の時期については、掘削の初めとか梅雨の時なんかには適宜データをチェックした方がいいと思いますというコメントをいただいております。

小野委員は、機器の点検は原則として月1回でいいけども、ECが50ないし100を超えるような強降雨時の浸透水のEC値の観察が重要と。水みちが変わったりというようなこと、あとは廃棄物層の洗い出し効果とかいうようなことがあることがあるので、強い雨が降った場合のECの観察が重要だというようなコメントでございます。

梶山委員は、簡易水質計については、水位計設置井戸の全部に設置すべきであるというコメント。そういう意味で水位計の設置位置は概ね妥当だが、水質計については多少

疑問がある。それからモニタリングの項目でございますけども、pH、EC のほかに、塩素イオン、溶存酸素、TOC、ORP、濁度等があると、というこの辺が可能やと、項目については井戸の位置についてバリエーションがあっても良いはずであるというようなコメントでございます。

大東委員は、滋賀県の考え方で特に問題ありません。井戸内に降雨が侵入しないようにキャップ部の止水に十分注意して下さい。あと、誤植のご指摘でございます。

樋口委員は基本的に案のとおりでいいですが、雨量計の設置はどうなっているのでしょうかというようなコメントでございます。雨量計につきましては、あそこの処分場から 1 キロほど離れたところに県の土木事務所が管理している雨量計がございますので、それを活用出来ないかというようなことで考えております。

次に 3 番目の一次対策工の浸透水揚水井戸の位置でございますけども、大嶺委員は、妥当ではないかと思うというコメントでございます。

小野委員は、ここに水が集まると推察されるが、今後のデータ収集に期待されるころが大きいというコメントでございます。

梶山委員は、効果が最も期待できる位置というのは、具体化していないので意見を言うのは難しいと。位置も大事、問題ですが、揚水深度が問題ということで、もうちょっと具体化しないと効果が期待できるかどうか不明と。やらないよりましというような程度であったらただのアリバイ作りになるというようなコメントでございます。

大東委員は、新設する揚水井戸の位置と揚水量は、今回連続測定する地下水位の分布と変動を参考にして決めることにしてくださいというコメントでございます。

樋口委員は、揚水量が多いことが一つの条件と思いますが、「みずみち」による影響も考えると様子を見て、もう一か所設置して交互揚水にするか、間欠揚水することも考えられるというコメントでございます。

4 番目の一次対策に伴う環境対策についてということでございますが、大嶺委員は、必要な項目は挙がっていると。あと、掘削後のシートによる雨水浸透防止対策ですが、掘削中の雨水の対応が揚水ポンプだけで十分なのかと。可能ならば部分的にでもシートで覆うなど、できるだけ雨水が入らないような対応ができないか検討してはというコメントでございます。

小野委員は、緊急時における周辺住民への連絡体制の強化が必要となるので、この点も明記しておいた方がよいというコメントでございます。

梶山委員は、環境対策と環境モニタリングの連携がほとんど考慮されていない。環境モニタリングの値を常時表示し、その値に応じた対策工の一部停止や対策工法の変更等の措置が取られなければならない。その際に、住民団体との協議の場も必要である。掘削工事エリア境界部と●●●側敷地境界付近でモニタリングするというふうに書いておりますが、前者については測定点の分布、高さが重要と。後者については●●●側敷地境界付近のみでは不足であると。モニタリングの頻度が重要だが、連続モニタリング、又はそれに準じたようなモニタリングをしないと意味がない、というようなコメントをいただいております。

大東委員は、廃棄物等を搬出するトラックが走行する道路ルート上にも、粉じん等のモニタリング箇所を設置した方がよいと思うというコメントでございます。

樋口委員は、ガス・臭気対策は粒径の小さいミスト散水の方が効果があると思う。ただ小さくし過ぎると、風の影響を受けるので、検討が必要と。粉塵対策についてはスプレー散水でも良いと思いますというコメントでございます。

めくっていただいて、最後の9ページのその他のところについては、小野委員から、浸透水は塩類濃度が非常に高いため、酸性雨の影響を受けることはほとんどないというコメントでございます。以上がざっとでございますが、資料の説明とさせていただきます。

司会：ご質問等ございませんでしょうか。

住民：最後に調査検討委員会の委員の方々からそれぞれコメントが書かれてまして、当初の計画について、再検討あるいは修正が必要あるんじゃないかという点があるいろいろな挙がっているわけですが、それについての県側の見解というか、対応はどうなってるかというのがわからないと、こちらとしてもコメント出しようがないんですけど、この最後の8ページ、9ページの内容について現在のところ、ここはこういうふうに、この通りを変えたいと言うふうに思ってるというのと、ここは無視するとかいうところと、そういう説明していただけないでしょうか。

部長：一点、私の方からご説明させていただきたいのは、特に梶山先生の方から二次調査のちょっと今お話と違うかも知れませんが、このボーリング調査の考え方のところです。ちょっと他の先生とニュアンスが違う点もありますので、ここだけちょっと私の方からコメントさせていただいていいですか、先に。いいですか。

これ梶山先生の方からは、二次調査のボーリングにあたっては、いわば全ての点において、この環境基準超過項目に限定すべきではなくて、全部しなさいよと。あるいは、さらにこの、掘るこの掘進長と言いますか、要は廃棄物がなくなるまで掘ったらどうだというご意見をいただいているわけなんですけど、他の先生とはちょっとその点が違うわけなんですけど、実はうちの方も二次調査なんかの進め方をご説明させていただいている中においては、こういうの全部やりますという説明の仕方をしてこなかったと思うんですけど、当然のことながら予算的にもそういうふうなのは見てない部分がありますので、今これを全部してからということになりますと、これ二次調査がなかなか出来ないということになるものですから、予算の範囲内でまず出来ることであれば、うちも可能なものがあるかと思うんです。それとあとは、対策工に来年度に入ってから、これまで調査は可能ですので、あるいは対策工の中に入ってさらにそういったこともするという事は可能なんですけど、今全部これをしてからそれを二次調査のボーリング調査にしろということであると、なかなか対応が難しいなという認識はあります。あとの点につきましては、基本的にこれからまたおいおい詰めさせていただけることだろうと思いますので、どうしてもこれは対応が難しいという点は、それはいいですね。絶対無理とかいうようなところはそんなにたくさんはないとは思いますが、出来ることは対応はさせていただきます。1点、特に二次調査の方、我々も急いでるものですから、ちょっとこの梶山先生のこの点についてはそういうふうな認識でございます。

住民：それに関連しまして、その一次対策工が基本的に今後行われることがはっきりしているわけですが、この一次対策工と、この二次調査の関係はどうなりますか。そこについて少し説明してください。

管理監（滋賀県）：一次対策工は、今までからお話しておりますように、今年度中に大臣同意をもらうべく、いろんな作業を進めております。その大臣同意が年度末にもらえるという形になりますと、来年度からいわゆる実際の工事の入札等行って、6月くらいから実際の現場での作業が出来るのではないかなというふうに思っております。それと並行して、今の二次調査の中で、先ほど、スケジュール表でもありましたように、二次でもいろいろやるべき事項等が挙がっておると思います。今までから言って頂いておりました周辺の井戸も新たに掘って、地下水の流れをしっかりと把握せよというような点もございますし、それ以外の水処理等の関係の部分も調査という形で行っていくという形になりますので、それはいわゆる並行してという形になろうかと。一次調査、一次対策の部分については、箇所を限定して出来る範囲でという形でしておりますので、一次対策と二次調査につきましては、このような内容で並行して行っていきたいという形で考えております。

住民：お聞きしたいのは、調査地点によっては、一次対策で掘削することが明らかになっているところがあるんじゃないですか。そことかぶることはないんですかというところ。

管理監：ですからボーリング調査につきましては6月から一次対策工事に入りますんで、それまでにはボーリング調査自身は行って、いわゆる今のボーリング調査につきましては、今年度の事業でございますので、3月末までに掘って調査を行いたいということです。

住民：そこね、もう既に掘削するとわかってるのに、ボーリング調査をその事前にするのは、無駄なような気がするのですが。

室長（滋賀県）：おっしゃられるように、クー3のあたりのところが3～6mというところなんで、若干掘削するところとかぶってるところがあります。後のところについてはちょっとあの深さが深いというところがありますので、その点については立体的には外れてるかなと。

住民：ですからね、一次対策で掘ると決まってるところは、敢えて事前にボーリング調査する必要ないんじゃないですか。それ以外のところはボーリング調査やっても構わないですけども、掘って有害物をここで見つけるんだと、言ってるところが、なんでまたボーリングなんかをしてですね、調べる必要あるんですか。

室長：ご指摘の通りでございまして、クー3のいくつかのところが掘削のところと6mですので、若干深さがちょっと違うかなと。その辺は、きちっと今ボーリングする必要ない



部分が出てくるかなと思います。そこは確認させてもらいます。ちょっとその辺は、機械的にこのまわりということをやっておりますが、その辺は一次対策で省く部分が若干クー3の辺り出てくるかなと思います。で、時期的な話しますと、ボーリングの方が先ですので、今おっしゃったようにクー3の一部についてはもうボーリングする必要がない部分は何本あるかなと。

住民：それと先ほど正木さんがおっしゃったことの確認ですけども、その梶山先生のその二次調査ボーリングの考え方についてのところを除いて、それぞれの先生方のご意見は積極的に取り入れる方向だということによろしいですか。

室長：はい、基本的に取り入れさせていただきたいなと思いつつながら、ひとつ梶山先生の自記水位・水質計あたりの TOC、ORP、あるいは溶存酸素、塩素イオンあたりが、物理的に可能なかどうかということもございまして、この辺の、先ほど説明させていただきましたように、先生の思いをもうひとつ十分に理解、まだ聞けてませんので、その辺は二次調査ボーリングの考え方についても含めまして、もうちょっと先生の意見を聞かせていただきたいなと。調整させていただきたいなと思います。後のところについては、データの回収とかということがあります。委員の意見はなるべく取り入れさせていただくという方向で、あと物理的なものと、財政的なものが、予算的なものがありますので、その辺ちょっと梶山先生の二次調査ボーリングの考え方、あるいは自記水位・水質計の設置あたりのところについては、先生の思いをもう一つ、この部分では、もうひとつよくわからない。今、きちっと確かめて今日来たらよかったですけど、時間的に間に合いません、出張中で間に合いませんでしたので、その辺確認させていただきたいと思っておりますが、先ほども部長言いましたように、二次調査ボーリングの考え方、これも疑問であるというようなこと言うておられるのは、どの辺が疑問で、どういう考えと思っておられるのかあたりを確認して調整させていただきます。

住民：すみません。例えば、今のお話でね、同じ深さで、指定の有害物が同じレベルでずっとあるという保証がむしろあるっていう方が考え方がおかしいじゃないかと思えます。だから梶山先生が深さも何もそこで止めるのはおかしいと言われてるのはそういう意味じゃないかなと思うんですけどね。それはぜひご検討頂きたいと思うんですけど、それともう一つね、お聞きしたいのは、二次ボーリングの位置でございますね。図2のボーリング調査計画地点図というのがありますけども、ここでア-4とか5ですね、あるいはこれは西市道側のね、ふっ素とかダイオキシンが出てるところがありますね。コ-8ですか。とか、こういう環境基準超えてるところがなぜこれ消えてるんですか。二次ボーリングなぜやらないんですか。

室長：はい、今の関係でございまして、西市道側の平坦部の関係、ドラム缶を掘った時の場所がもう分かっていますと言いますか、ずっと調査をしてきたところで、平坦部についてはもう調査出来ていますので、そのふっ素は、あるいはダイオキシンは、ここにあるというのが分かっていますので、その周りをというのについては、例えば B とか E

とかも

住民：だったらこれはもうボーリングを止めて、もう掘削と除去するということですか。

室長：まあそういうことは、ボーリングの広がりを見るという作業的にはいらぬのかなと。

住民：あるということはわかってるという。

室長：ア-4と5、ちょっとこれについては、今、斜めでやりました。斜めでやっても、もうちょっと広がり見るというのはなかなか難しいので、これについては沈砂池のシートがかぶってますので、その辺をしっかりとやって見てみる必要があるのかなと思ってますので、今の斜めで広がりをみるというのは、ちょっと技術的にも難しいし、シートをはがした状態でまた調べる必要があるのかなと。この辺はどうしていくのかということも含めまして、今の・・・

住民：それはボーリング調査に含めるわけですね。シートをはがしてどういうやりかたするかって。

室長：シートをはがしては、対策工になってくるかなと。

住民：対策工で調査やるんですか。対策工ってのは広がりを見極めてですね、この範囲で有害物を除去するということを決めるための二次調査ですよ。

室長：その辺、しっかりとやるためには今、斜めで広がりはおちょっと難しいかなと思ってますので。

住民：だから何らかの

室長：ゴムシート

住民：やるのは二次調査でやるべきじゃないんですか。

室長：うん、あの、水がのってて、シートが張ってまして、そのシートを取るっていうのも、対策工でやりたいなと思ってますので。

住民：その対策工の時に調査と同時に。見つければ、除去する。

室長：そうでございます。

住民：調査も合わせてやると。

室長：はい。

住民：そういうこと。

室長：そういうこと。

住民：そういうことはっきり明記してほしいですね。

室長：はい。

住民：それとですね、もう一つだけすみません。10mピッチでボーリング、二次ボーリング、調べるわけなんですけど、その10mピッチでやって出た有害物がですね、狙いの有害物、一次調査で見つかったものが、その範囲でさらに広がってないかということで調べるわけなんですけど、そういう狙いのものが見つかった場合と、見つからなかった場合で、どういう処置をするのかと、そういう考え方をちょっと説明頂きたい。

室長：今、真ん中で見つかったものを中心にして周りを見てますので、周りで出てきたところについては真ん中と同じ対応をすると、どういったらいいんですかね。出なかったらそこはもうないという判断をさせてもらうということです。

住民：出なかったらそこを超えてはないという判断は出来るかもしれませんが、そこはないと、いやだから、どこまで取るのかという、どういう範囲を決めるのかということです。この調査結果によってですね、取る範囲をどう決めるのかということ具体的に教えて欲しい。それともしあった場合は、まだここからまたやるんですか。また10年か先になるんですか。

室長：それはですね、基本的にメッシュ調査という限界があるかなと思うんですけど、メッシュの中で、真ん中を中心にして、横出た時には、そのの広がりということで考えたということです。

住民：すみません、ちょっと、先ほどいただいたスケジュール表でですね、ちょっとよく意味がわからないんですけどもね、実は11月22日の農水委員会でしたか、あの時にお渡しになられたスケジュール表も見せていただいております。ちょっと内容の書き方、今日いただいたのと変わっておるわけなんですけど、二次調査ボーリングっていうのは、ボーリングだけであって、あと、二次調査っていうのは、分析からですね、その結果の評価から全部ひくくめて、二次調査ですね。二次調査をいつまでにやるのかっていうのは、これ見てもわからへんですね。それで、二次調査っていうのはボーリングだけしか書いてなくて、次に二次対策設計用調査っていう、初めての聞きなれない言葉が、出

てくるんですけどね、これはどういう内容ですか。

参事：あの、まずこの一番上にある二次調査ボーリングっていうのは、分析込みで考えます。なかなか3月末では厳しいんですけども、分析込みで3月末までにやりたいと。

住民：その分析の結果の評価も全部やっちゃうわけ。

参事：まあそういう感じで。

住民：3月末にね。

参事：予算が今年度のもので、こういう形で書かせていただいています。それから、次に2点目の二次対策設計用調査というやつですけども、これは一つは、廃棄物、大量の廃棄物を掘削しますので、それをどうすると一番効率的に処理、処分とか出来るかということで、選別したりとかいうのが出てくると思うんですけども、それをどういうふうにすると、もっとも効率的かというような試験をしたりとか、あと、二次対策の工法が決まってくれば、その工法を実際やるのもうちょっと調査が必要になるかなと思いますので、そういうような調査をすると、今の段階では具体的にはわからないですけども、そういうことをやるという。

住民：わかりました。要は、二次調査はボーリングだけじゃなくって、いわゆる結果の評価までを3月末にやるということですね。そういうことですね。

参事：はい。

住民：二次調査ボーリングと書いてますから、項目がね。

参事：分析もです。

住民：それで、11月22日に委員会にお出しになられてるこの資料読みますと、二次調査は一月末までに終わることになってますね。

参事：はい。

住民：わずかな期間で何でこんなに変わってくるんですか。それと、基本方針の検討ですね、基本方針の検討は、11月までに終わってることになってるんですね。これ11月22日にお出しになられた資料です。なんかよくわからないですけど、これも過去ね、このスケジュール案って何回お出しになられたんですか。何回も何回も、しょっちゅうしょっちゅう出されて、その都度ずっと中身ずれてきてるということですね。もう少しこのスケジュール案をきっちりやっていただきたいと思うんですけどね。

室長：スケジュールについては、おっしゃる通り、ちょっと遅れぎみになりながら、出すたびに変わってきたところがございますが、もうあと、ここの後ろから見ますと、実施計画を出して、原稿を期限内に大臣同意もらうということからさかのぼりますと、こういう調査を進めていく必要があるということでございますので、またよろしく願いいたします。

住民：あのですね、いいですか。先ほども出た話ですけども、土壤環境基準を超過して検出された深度の底の分の深さまで掘削すると。これはね、大変危惧しますよ。ちょっとの深さがちがうだけでも、全然、あたりの出方が違いますよ。深さが違って、隣になってもすぐに違いますよね。濃度が全然違いますよね。それなのに、どうしてこの深さでやるのか、廃棄物の一番底のところまでね、やはり全てだと思えます。それと、物質もね、その物質だけに限ってするふうになってるけど、これはやはり全体にすべきやと思えます。物質だけ、場所がちょっと違うだけでものすごい濃度が違うでしょ、結果が。あれ見たら明らかですよ。深さ 3m 違うだけで全然違うんですよ。片方では全然出てない、片方ではものすごい高濃度で出てるというんで、極端な出方ですよ。そんな一様ではないですよ。それから、それ以外の物質もね、なんかね、物質がなんか、どういうふうに決められたんか知らんけども、鉛とかね、こういうの全然出てこないですよ。どうして鉛出てこないのかなと。それだとか、焼却灰、後は汚泥、これ出てきましたよね。その調査どうするのか。あんなもん入っていいのかなということも全然出てこない。このね、二次調査ってね、そちらとの兼ね合いでねどうなってるのかさっぱりわからない。そちらのことはもうやらないんですかね。どうなってるのかね、その辺も。そこを答えてもらえます。

室長：この 30m メッシュでやって、当初のやり方の進め方として、皆さん協議させていただいた中で、30m メッシュで、まずその 1 番なんとか探して行きたいので、表層ガス調査しながら温度とかガスとの状況も含めて、位置を決めてボーリングさせていただきました。そこで出たらその広がりを見ようと。で 10m メッシュでみようということでやりましたので、この手順からすると、ここの今、図に書いておられますところが出てきたので、その回り広がりを見るということですので、当初うちが思ったような手順でずっとやってきたというところがございます。汚泥とか焼却灰含めまして、分析してきたということがございますので、汚泥を出すとか、焼却灰を出すということではないので、それも含めた分析結果に基づいて、溶出試験出てきたやつを中心にして回りの広がりを見るという調査として考えているということです。

住民：溶出調査ではね、結局は pH が 4.4 とかっていうのは、どこにも排出されてないわけなんですよ。そうでしょう。公定法の溶出調査うただけでしょう。公定法の溶出を基準にしているだけでしょう。僕らそれに対しても疑問持ってるわけですよ。浸透水出てるんやから、それを見んならんのに何でこんなやり方するのかなと理解できないですよ。そして、オー3 でもシス-1,2-ジクロロエチレン出てますやろ。その調査も出てないし、そ

してカー4も最初は計画拳がってたはずなんやけど、カー6ですか。ケー3か、なんか大分減ってますよね。場所が。最初の予定より。それと話変わるけど、PCBもおかしいですよ。かなり処分基準に近かったですよね。あれも全然対象になってないですよ。それもどうなってるんですか。

参事：ちょっと全部は説明は出来ないかも知れませんが、場所がちょっと減ってるのは、先ほど●●●さんからのご質問の時お答えしたらよかったですけども、例えばカー4のところで、破線でふっ素、深度9～12mと書いておりますけども、これとか、ケー7のところでふっ素、深度0～6mとか書いておる、こういうようなところは、水位が低いと、前回8月の委員会の時に重金属類については、水に環境基準を超えないような水に触れてなくて、濃度が環境基準の3倍以下のものについては除去対象としないというような。

住民：それね、3倍以下なんて僕ら何も承諾してないねん。勝手に県が決めた・・・。

参事：出させていただきましたんで、ちょっと水位もこれから調べますんで、まずはこういう形でさせていただきますということで、提案させていただいたということです。それから、pHが4.4とかいうのがずっと続けばというようなのもございますけども、そういうような状況が今のこの処分場の状況では、そういう状況にはないけども、今後というのもありますので、それはモニタリングを。

住民：pH5とかあるでしょう。

参事：ずっとそれを保つような状態で廃棄物が置かれるような状況かというのと、そうではないんじゃないかと。そのあたりについては、これからpHの連続モニタリングをやりますので、そのあたりで確認していきたい。もちろん、これはちょっとというような状況になれば、もちろん対応するというところでございます。

住民：そしてカー6のね、どうして16-5の方側はしないんですか。これも同じようにするんやったら、この3本もすべきじゃないんですか。これ何で入ってないんです。

参事：これはその隣のオー6のところをまず1本、いうたら一次調査ボーリングみたいなやつやりますんで、その結果踏まえて、対応決めるということです。

住民：ちょっと矛盾感じますよね。先ほどの周りを調べるというのと、ちょっと違いますよね。目的に合わないですよ。これで調査終わりってことは、終わりってことですか。後のことはやらないんですか。これで調査終わりなんですか。あとは対策で出たところだけ取ると、そういうことなんですか。そういう決定なんですか。最終決定のためのこれ調査なんですか。浸透水に出てくるものは考慮されないんですか。

管理監：先ほどの6個のところについては、次のところの深さをやって、深さがまた変わ

ってくるんで、その部分はボーリングの深度がそれでもって影響されるんで、まずはそちらに。その結果でもって、後のこの3つ、今おっしゃった部分については対応するという形ですので、それは一つ。あと、基本的に前も申し上げましたように、環境基準超過の部分について取りますという部分を言っております。そういう形で、基本的に今まで我々が申してきたところの確認のためにこの二次調査をすると。ただ、最初、室長の方から話がありましたように、この二次調査のボーリングについては、今年度の予算という形がございますので、まず今まで県の方から説明してきた部分に対応する部分だけをしっかりとやっていきたいということと、それ以外の部分については、今回の二次ボーリングの結果とか、いろんな形でもって、対応を図れるものがあるのかないのか含めてですね、或いは二次対策の中で、何らかの工夫でもって出来ないのかというようなのは、また別の検討になるかというふうに思っております。

住民：浸透水が何倍も超えててもそれはいいということですか。そこんとこの調査何にもしないんですか。この前ね、水が腐ってるから、そんなもんあてにならんとか言うてたけど、水が腐ったらあれですか有害物増えるんですか。そんなことあり得んでしょ。鉛がね、600超えるとか出たらね、ああいう結果は水が腐ってるからやでというような言い方やったけど、水腐ったら有害物増えますか。そんなん増えへんですよ。無いものは無いですよ。そういうところはどうするんですか、これから。まったくこれ調査しないんですか。対策も取らないんですか。そこはどうするんですか。

室長：浸透水につきましては、採り方、採水の方法をいろいろ委員さんの意見を踏まえまして、採水方法をこの間新しい方法でやらせていただきました。それで、若干、言われる鉛も一か所出てるという状況あるんですが、後のところにつきましては、だいたい今のひ素なり、ほう素なり、というところ、今二次調査のボーリングの対象としている物質ということでございます。

住民：あの、ちょっとこう、話ちょっとしましたけど、私の名前で質問状出てますよね、そこにそういうことがいろいろ書かれてたわけですよ。こういう会議の前にね、そういう話もしたかったわけですよ。そういうことが何もなされてなくて、だから今こう言わざるを得ないんですけど、そういうことはどうなってるかということ。きっちり対策、そういうことやってからね、進めるんやったらわかるんけど、そういうのも何もなしでね、こんなこと出されてもね、承諾できないです。

室長：今の件につきまして、●●●さんの名前で質問はたくさんたくさんもらってますので、これにつきましては、ちょっとまた時間がかかると思いますので、時間を設定させてもらって、質問された4人の方と。

住民：4人じゃないですよ、それは住民全員に話して、

室長：そうかもわからないですけど、とりあえず先にお話しさせていただきたいなと思っ

てますので。

住民：個別の、個別での話は受けません。全体でして下さい。

住民：その資料は各自治会で配って了解もらってますんで、配ってますんで、皆さんにも配ってますんで、ちゃんと県から文書で返事頂けますよっていうふうにみなさんに。部長さんも知ってるわけです、部長さんも対処するというような話だと思います。

室長：そしたら、もし全体の中でやるということであれば、次回それを出させてもらって、させていただきます。

住民：文書で出してください。

室長：文書で出します、はい。

住民：なんで出したかという、短いんですよね、県と住民との話し合いが、なかなかそこに入ってこないんです。

室長：だから、それやるとものすごい時間かかると思うんで、4人の方と先にさしてもらったらどうかなど。

住民：いやいや、文書で・・・今までもずっと言い続けたことなんで、文書で出してください。そしたらお互いに整理がつくから。

室長：文書は出しますけども、それまた、ここの場所でやらせてもらうということで。

住民：その件はぜひやって下さい。

室長：各自治会から、この7自治会、欠席の方もありますけども、ここでそれをさせていただくというふうに思ってたので。

住民：それは文書で出していただきたい。

それとこの二次調査に関連してきますから、ものすごく関連してるんで、本当はこの前に回答いただいたらもっとスムーズに、これ進むと思うんですけど、そういう意味であれ出してるんです。

室長：皆さんがそれで、ここの場所でやるということであれば。

住民：あの今日の話し合いは、資料を元に話さなければいけないので、それ以前の資料は僕、少なくとも手元にないし、今確認した限りでは、ニューハイツではその4者の名前



の質問っていうのは、ちょっと思いついてないんですよ、だからそこを議論されると、大変時間がもったいないので、

住民：前回の時にそこで渡しましたよ、入り口で。この入り口で、だから持ってるはずですよ。

住民：別に今それをしようってのじゃなくて、早くそれを出してくださいよと。そしたらこの話もっとスムーズに、

住民：今日それを議論するんだったら、事前にそれを持ってくるとか、なんか連絡いただければ、私も準備出来たんですが、それがなくて、そこでこの話をされてもですね、私も、少なくともニューハイツのメンバーはちょっとついていけないので、今日出る資料に基づいての議論を優先させていただきたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

1点私の方から質問があるんですけども、揚水井戸の位置についての話で、梶山先生の方からもご指摘されてることなんですけど、この4ページですね、県からの資料を見ますと、地下水に関しては、確かに南東方向から北西方向に流れているのが確認されている、これは私どもも了解しています。しかし浸透水のね、流向については、何を根拠にしてるのでしょうか。これ前、中村さんにも言ったと思うんですけども、何箇所か地下水層を破ってる箇所があるだろうというふうに想像されてますよね。そこに向かって浸透水が流れこんでる可能性もありますよね。そうするとね、地下水と同じように、南東から北西に一樣に流れてるということは、考えにくい。必ずしもそれを裏付けるような資料があれば別なんですけど、先生方の文章を読んでいると、ここが妥当だというようなことが書いてる方も結構いらっしゃるって、浸透水が地下水と同じように南東から北西に流れてるということを裏付ける資料は何をもってしてるのでしょうか。それを教えてくださいたいんですが。

参事：根拠としましては、第一回の委員会の時の資料ですとか、前の対策委員会の時の資料、なんかにあるかと思いますが、この浸透水の水位の等高線図というやつがありまして、これでも地下水の水位で同様の似たような図をお示ししてるかと思いますが、それで概ね、南東から北西ですか。図面の右上から左下に向けての流行やというようなことが確認しておりますので、それに基づいて、

住民：違うでしょ。A-2とかウ-2の方が低かったでしょう。

住民：そう、確かその時ね、井戸が枯れてる部分もあって、そのデータは確実性が低いって話を議論した記憶があるんですけども。

住民：今回のボーリングを元に、平面のコンター図を出してくださいということをお願いしてるんですけど、それを元に。

参事：で、今回もありますけど、これからも水位については測りますんで、今回、一応今のエー5という所がいいかなというふうに思ってますけど、後の水位の観測とかで、実際水をくみ上げてみた結果を見て、全然効果がないというようなことであれば、場所を変えろとか、新たに設置するとかいうようなことも含めて、もちろん検討はするというふうに考えております。

住民：それとね、梶山先生おっしゃったように、その浸透水の深さですね。多分、地下水と同じようにみずみちがあると思うんですよ、そこはどう考えてらっしゃるんですか。

室長：あの、ここの委員の各意見も踏まえたいなと思ってます。今言われたようなことも、常時水位観測もしますんで、そういうことのデータ収集に期待されるところが大きいということもありますんで、今ちょっとここの想定として、ここ一応置いてますけども、今の水位ずっと見ますので、それも含めて考えたいなと。その位置につきましても、梶山先生いろいろ言っていたら部分の、どういう趣旨なのかということも踏まえまして、具体的な場所、あるいは高さについても、検討したい。

住民：先ほど、●●●さんがおっしゃったことにも関連するんですが、このボーリング調査の後に一次対策があるんですよ。そうすると、これが終わらないと一次対策になかなか入れないということになるわけですよ。そうするとね、スケジュール的にね、もう少し焦っていただいた方がいいんじゃないかということなんです。もう一次対策でやれることは一次対策に回して、掘削した方が一番早いわけで、この二次調査っていうものを、もう少しシンプルかつ効果的なものに変えていく必要があると思いますけども。その意味ではいつまでには二次調査を終えるんだというところをもう少し明確化にしてもらって、それはもう先ほど●●●さん言ってたけど、ずるずるずるずる先延ばしするようなもんじゃなくて、ここまでは終えるっていうこと、大原則としてもらわないと、いつまでたっても一次対策が入らないじゃないですか。と思うんですけど。

室長：はい、おっしゃる通りでございますので、今の調査でのその既に水位も測ってる部分もありますので、そういうデータなり、あるいは常時、機器設置をしたデータなりを含めまして、一次対策、その一次対策が遅れることのないようにやっていきたいなと思っておりますので、宜しくお願いします。

住民：すみません、この調査、一次対策、いろいろ二次対策あるんですけど、その前に、今回の調査の大きな一つのテーマになってます、わかりやすい資料を作ると、作るんだと、中で調査をやるんだということで、やられましたよね。わかりやすい一応資料作って。県の方にお願いしてるんですが、しつこいようなんですけど、我々もこれを判断しなさいと言われた時には、地質断面図、体積断面図、柱状図、先ほど言った廃棄物の下のコンター図、計画超過廃棄物層、それから水位、今言われた水位ですね。それから平成3年、10年、6年の深掘穴の詳細図、井戸台帳、そういうものをきちっと出していただけ

れば、平成、前年の対策委員会の20年度の対策委員会の資料は出てます、それを元に作ったら、修正したらいいんですね。それを出してほしいんです。そうでないと、この位置がどうこう言われても、廃棄物の底がどうなってるか、今回の調査でどうなったのかという元に、いいですね、ここだったら深い位置でよろしいね、と言えるけど、このままでどうですか、と言われても、いわゆる、ここでいいんだろうかなという、ものすごい疑問を持ちます。出していただけるんでしょうか。これはもう当初から言ってるんですけどね。

参事：あの、それは●●●さんからの質問の中にありましたんで出させていただきます。出させていただきますけども、今回は、基本的に廃棄物を調べる、廃棄物層を調べてますんで、その下の地質の状況を調べるためのボーリングとかちょっとしてませんので、それについては、前回と同じやつと。ただまあ廃棄物の状況とか、場内のもっと詳しく調べてますので、その中の凸凹とか、水位なんかについては、前回より詳しい、あるいは現在のこの状況というのが分かりますので、その辺については更新したやつを次回お示しさせていただきます。

住民：計画超過廃棄物層図、そういうのはだいたい出てきますね、今回特にきっちり出てきますね。

参事：はい。

住民：それから、深掘穴、平成3年、10年、6年、これ写真もきちっとありますし、平成6年は20m掘って、今水位が10mほど溜まってます、そういうところも出てきますか。コンター図。詳しい。そういうことをきちっとしていかないと、ここの井戸がここでいいですよ、悪いですよという返事のちょっとしようがないんですけど。

参事：今回の調査で更新出来たやつはもちろん更新したやつを出します。けど、ちょっとまだできてへんやつについては、同じところのやつをだすということで、現時点での最新版をお示しするというので、お願いします。

住民：はい、お願いします。それと、先ほどの関連なんですけど、汲み上げ井戸ですね、今回汲み上げ井戸、そこには、水位計はつくんですか。つきますよね。

参事：つきます。

住民：水位計を付ける目的は、要するに自然の流れの中で、水位が上がったり下がったり、自然の状態を見るわけですね。季節の変動とか。

参事：そうです。

住民：それにポンプ汲み上げで、定期的にぼんぼんぼん汲みあげると、その水位はどういう判断をするんですか。

参事：豊富に供給されれば、あまり下がらないと思いますし、

住民：自然に溜まった水の水位、季節変動をみたり、雨が降ったらみるということなんですけど、ポンプで汲み上げるとそれは、

参事：それはもちろん

住民：意味がなくなってくるんじゃないの。

参事：そういうなんていうか、自然水位を測るということではなくなりますけども、浸透水を汲みあげるのに十分な供給量があるのかとか、例えば雨が降った時に、大きく変わるとか、その辺は分かるかと思いますので、測る意味は、ちょっと他のところと意味づけが違うかと思いますが。

住民：位置づけが変わってきますよね。

参事：やる意味はあるかと思います。

住民：これ位置はどうするんですか。これで決まりなんですか。エー5で。ここでいいとは思わないですけど。

参事：あの、先ほど申しましたが、現時点で県としてはここがいいと思ってる。ただ、梶山先生のご指摘もありますので、先生のお考えも確認した上で、また検討すべきであれば検討したいというのが一つあるのと、あとこれが水位を調べたりもしますので、そういう状況も踏まえて、どうするかについては、対応していくと。あと、また樋口先生の方からはもう一箇所やったらどうやというような話もありますので、その辺を含めてということなんで、ここで決め打ちで他はしないというようなことではないということでご理解いただきたいと思います。

住民：私前から言うてますけど、A-2とかウー2の方が低かったんでしょう。先ほど見た図でもそうになってましたよ。なってたでしょ。

参事：おっしゃってたのは地層の勾配かと思いますが、水位の勾配はまた別ですので、

住民：水位の勾配というか、そっち側から有害物流れてるんやったら、そっち側から、

参事：それについては、この前のご質問にもございましたけれども、そっちに井戸も設置

して、水質も調べますので、

住民：あのね、A-2 とか A-3 とかの方がね、はるかに有害物たくさん出てましたよね。やはりそういうところから汲みあげるべきですよ。そして、しかも、そこが低いと。そこから場外へ出てる可能性というのは、より高くなってるわけで、そこから汲みあげるべきと違いますか。

参事：こっちの方についても井戸を設置して、水位なり水質なりについては、新たに調べるということで考えておりますので、来年となりますけど出来るだけ早いことしたいと思っております。

住民：検討してください。

住民：二次調査するんですけど、ここは今までもずっとお話してましたけど、有害ガスが出てますよね。あれはどうなんですか。対策工でなんらかの原因物を除去するということになるんですか。それとも調査だけでもう放置、そのままやということにするのか。いやいや、除去するにあたって、二次調査でちょっと調べてみようか、どういう選択をしているのか。先ほど鉛って話出てましたが、含有で鉛出てましたけども、あれも調査しただけなんですか。それとも、いやいや二次調査でもう一回調べて対策工に持って行くのか、いやいや、もう二次調査しなくても対策工で除去するんだということになるのか。あの辺がちょっと中途半端で浮いてしまってますけど。県は、我々に対して、環境省の方来られた時に、有害物は出来る限り出すんだということでした。それで調査しよう。覚書を交わしましょうということで、我々だって、いの一番に県のそういう態度が今まで以上に見るものがあると、ぜひ調査をしようやないかと、その中ののってるわけね、覚書の中に。できるだけ有害物を出すという前提でいけばね、そういうのをどうするんですか。当然出してもらえると私は思ってるんです。ところが、出来るだけ出さないように何倍、超えた場合は何倍どうやとかこうやとか、それを当初のことから思うとだいぶおかしい話でね。最初はそんなはずじゃなかったんですけどね、それどうするかちょっと教えてもらいたいです。ガス含有。溶出については、基準を超えたら出すということで。

室長：ガスにつきましては、今の VOC については、その溶出、そのものがあつたところを探して、今、一次対策で取る、そういう対策をしてやっていくということで、あとメタンガスとか、硫化水素につきましては、それが、そのものを掘って出すというような対策ではなくて、そのガスが地表に出て、害があるのかないのかと、地表に出てくるのか出てこないようにするのか、というところの対策になるのかなと。

住民：そこにあることはあるわね、有害原因物が、ガスが確認出来たり、

室長：だから例えばメタンガスあたりやったら、有機物があるということかなと思うんで

すけど、その有機物をそこから掘り出すということではなくて、それが地表、どんどん時と共にその硫化水素からメタンガスに変わってきたというようなことも、ちょっと専門家の方も言うておられましたけど、メタンガスはまたいずれかこれが沈静化していくというようなこともありますので、ちょっと私が今結論出すのもあれかもわかりませんが、例えば覆土とか、あるいはそのガスの対策するとか、

住民：メタンガスなんか、10年前に調べた、昔調べたあれと、今調べた、そんなに場所が違うということではなくて、10何年たってるのにまだ出ると、今度、沈砂池のシートをめくってどうこうという、あそこにもガスがたまってる。要するにあそこはね、覆土きちっと、覆土してシートを押さえてある。あそこはガスは出ませんよということやったんやけど、実際はああやって出る。他の処分場全体なんてもっとひどいと思いますわ。なんとかして下さい。

室長：ガスについては、そのガスというか、ガスもいろいろあるんですけど、硫化水素、メタンガスについては、その原因物の有機物をそこから掘り出しというもんじゃなくて、地表への影響、地表からどうなってくるかということとどうしていかと、

住民：どの深さが濃度が高かったというのはちゃんと出てますよね、どの位置にあるということ。

室長：だからそのガスを取るというような話は、VOCがある、出るところについては、特管基準を超えたやつが見つかりましたけども、こういうのは地下水へ影響して、地下水を汚染するというようなことがあるんで、その部分は、今一次対策で取る部分はありますけども、あとのところについては有機物なり、あるいは原因物、石膏ボードという怒られるかわかりませんが、石膏ボードプラス有機物があったりするところから発生しているということでございますので、その石膏ボードを掘りだしていくということにはちょっとならないかなと。

住民：二次対策でそういう予定はありませんか。していただけますか。

室長：メタンガスと硫化水素の原因物を掘り出すということはないということでございまして、表面の対策をどうしていくか、ということかなと思ってます。

住民：出きる限り有害物を除去するというのには結びつかないということですね。それと鉛はどうなんです。含有量の鉛、同じことなんですよね。

室長：含有の鉛につきましてはね、地下水への影響と言うところを含めて、pHの依存性のテストをしましたので、これを踏まえてどうしていくかということと、これちょっとまだ結論は出てませんので、それについてはまた、

住民：二次対策で検討してもらえるわけですね。それとも二次調査でなんらかのことをやるわけですか。

室長：また委員会等で委員さんの意見も踏まえまして、その対策決めていくわけですが、その方法で、pHの依存性の結果をどう使っていくかということをもたまたま決めていきたいと思います。

住民：期待しています。

住民：今、●●●さんの方といろいろやりとりございましたけれども、今日はですね、いきなり二次ボーリング、二次調査から入ったんで、一次調査は完全に終わってるというような前提で話が進んできたように思いますけどもね。ところが先ほどの●●●さんの話にしる、●●●さんの話にしるですね、これ一次調査の問題がまだ解決していないということなんですね。事実、調査委員会でもですね、一次調査の評価、調査作業はもちろん分析も一通り全部完了してるわけですが、その結果の評価っていうのは、まだ全然まとまった評価っていうのは出ていない。さらにですね、この二次調査に入っていく場合に、有害物の除去すべき範囲を決めると、これが二次調査ですね。ところが、じゃあどういう有害物をのけるかと、つまり除去すべき有害物の定義といいますかね、それすらもはっきりとまだ決まってないですよ。こんな段階で議論かみ合わないですよ。違います。例えば、環境基準を超える、3倍超えたらどうのこうの、そういうことについても、県の方からは、ご提案をいただいておりますけども、まだ十分な論議もできないし、まだ住民の方は、どういう根拠でその3倍が出てくるのかというところに疑問も非常に強く感じる場所もございましてね、まだ十分な議論が出来ていない。だからどういうものを除けるかということすらもまだ決まってないのにね、しかもまだ一次調査の評価も十分出てない。今対策室長さんの方から、これから調査委員会でpHの依存性なりですね、評価に関連すること、検討してもらおうよと。それをやってから二次ボーリングの調査なんですよ、本来は。そうでしょう。また追加でこれ二次調査、新しいボーリング位置が増える可能性があるますよ。

部長：ちょっといいですか。それをですね、先ほどもスケジュールの話が出ておりましたですけども、逆に言えばですね、ある程度、一次も二次もですね、重なり合う部分があったりとかですね、あるいはその逆に、本当に対策工へ入ってからですね、さらに調査をしたり、例えばもうこっからここまでを掘削しますよと、出しますよと決めててもですね、実際に掘ったらですね、やっぱりもっと掘り進めないといけないとか、というのは当然出てくると思うんですね。それはもうその時に、どんどん広げていかないかん話だろうと思うんですね。ですから、その逆に、先ほどもご心配いただいたスケジュールを考えるとですね、これ絶対にもう12月に大臣同意までこぎつけられないとですね、まさにこれ一次対策で終わりましたみたいな話に、まさかこれ県民の皆様にはですね、半分国費から支援がいただけるのに、ちょっと段取りが悪かったので出来ませんでしたなんてことはとてもできる話ではありませんので、そのところはですね、ぜひその重な

るところがあってもですね、確かにその手戻りふうのそんなところがあったとしてもですね、それはちょっとご理解をいただかないと、なんかどうしてもそれは私ども、確かに段取り悪いんじゃないかと言われてたら、まったく返す言葉ないんですけども、ぜひそこらへんのところをご理解いただいて、逆にいえば、私らは対策工に入ってからでもですね、すべき調査はそこからでもまたしなきゃいけないし、逆にいうと、それを我々ある程度できるだけ多く環境省の方にもご同意をいただいております、その中で、こうできるだけうまく、うまくというより対策工をより広くですね、できるように工夫をしていかなないと私らいかなだろうと思ってるんですね。ですから、そこのところはちょっとご理解をいただきたいと思います。そうしませんと、一方でそれどうしてもそれだけは間に合わせないといけないということもございますので、ほんで私どもそんな手抜きをするとかですね、いい加減にするとか、そんなつもりはありませんので、ぜひそこのところをご理解をいただきたいと思います。

住民：良く分かりました。あの、今部長さんおっしゃられたこと。ある程度受け入れさせていただけるんじゃないかと思うんですけど、逆にですね、先ほど●●●さんの方からご質問ありましたように、この二次ボーリングだけで結果が出るんですか、っていうような、結果が出て、それで対策の範囲が決まるんですかっていう懸念がですね、一方ではやっぱりあるわけですね。今部長さん言われましたように、掘削の場所でおかしければ、さらに掘削の延長やら、これ可能なんですけど、もう一回二次調査やり直し、これはもう恐らく出来ません。だから、そういう懸念をですね、先ほどから質問が出てますし、それが一次調査の評価なり、あるいは有害物の除去すべきものの決め方だとか、そういうことによってね、変わってまいりますんでね、これを十分含んでおいていただかないと。部長さんおっしゃるように弾力的にやるってね、

部長：あの、当然だと思います。逆に言えばですね、一次対策にこう入って掘削をしていくとですね、逆に地形やいろんなものが変わってくる点もあろうかと思っております、そうしますと、場合によっては、みずみちも変わるかもしれませんし、水質でですね、今まで全然異常がなかったところから異常な数値が出てくるとかというような話も出てくるでしょうし、その時に、いやそんなもんは入ってなかったからもうしないとかですね、そんなことやってたら、これ何のためにやってたかわかりませんので、それは臨機応変にさらに追加しなきゃいけないものは追加もしていかなきゃいけないし、逆に先ほど●●●さんおっしゃられたように、その無駄なことせんでもいいやないかと。それは逆に言うとはぶかないといけないだろうと思います。今日は単純にそれだけお示しさせていただきます、

住民：それで、あの、次の調査委員会ですね、今いろいろ出ております懸案事項、もう少しすっきり、早くしていただきたい。そのための調査委員会ってのは、次、ご予定はいつなんでしょうか。

室長：1月末くらいで今調整中なんですけど、なかなかちょっと委員の、



住民：いやあの、少なくとも一次調査の結果の評価ですね、評価なり、あるいはさらに先ほどの懸案である有害物の考え方、こういったものは少なくともそれ以降ならんと決まらんということですね。

住民：お答えいただけませんか。

室長：あの、先ほどの例としていいました、pHの依存性をどうしていくか、あたりはそこでまた意見をいただくということになると思います。

住民：いずれにしましても、二次調査の予定の期限内にやっていただかないといけませんし、少なくとも、一次調査の結果を総合的に総括的な評価ですね、出来るだけその二次調査に必要な要素が途中で出てくれば、それも盛り込んだ形でですね、出来れば一番いいわけですけど、万一それが出来ない、ずれがある場合は、後になってからでもまたやるとかですね、それと、いわゆる有害物の定義をね、これはっきり決めないとね、どっからどこまで取る、有害物の除去の範囲が決まりませんからね。だから、それとね、もう一つはね、地下水なり浸透水なりと、今までの試験結果の整合性がですね、取れてないんですね。さっき●●●さんからもご意見ありましたが、鉛の問題。あるいはカドミウムですらですね、以前のモニタリングで出てるんですよ。そういう恐ろしいものが出てる状況ですね、今回の地下水なり浸透水からそういうのはほとんど出てないと、だから今までそれもそんな古いデータじゃないんですよ、この2年くらいはモニタリングで出ておりますのでね。鉛の問題どうするんやというご意見も出てますしね、意見というより質問ですね。私もそういうこと大変気にしているんで、ぜひ納得できるようなご回答をですね、頂きたいというふうに思います。

住民：はい。汲み上げ井戸の関連質問なんですけど、この位置でどうか、汲みあげるのはいかがでしょうかという話なんですけど、その前に水処理施設ですね、この資料が全くないんです。そういう、詳しい資料欲しいんです。今データも取られていると思うんで、そういうのを見せていただきたい、そういうのを見て判断もできるんであって、ぜひその分かりやすい、そういうのをだしていただきたい。それをもって評価していく。もちろん先生、調査対策の先生でも然りだと思うんです。そういう資料が易しい、分かりやすい資料がないと思うんです。井戸台帳、要するに柱状図、台帳もない。どこの井戸がどれだけなってるかっていうのもわからない。水位がどうこういうのもわからない。それでどうこう言われても、ここで説明されても、

室長：水処理施設の能力、詳細については●●●さんにお渡しさせてもうてますし、あまりその専門的なその施設の状況というよりも、能力としては、一日100tちょっと、揚げてですね、それを下水道投入基準も十分クリアできるということで、下水に投入するというので、またお配りはさせていただきますけども、

住民：いやいや、皆さんにもちゃんと。

室長：結果として、その細かい、細かいっていったら怒られるかも知れませんが、水処理施設の規格なり、そういうところ、お配りさせていただきますけど、それをあげて下水道投入基準満たして、下水道に投入してるという状況でございますので、また詳細につきましては、

住民：今投入してるんですか。

室長：えっ。

住民：今投入してるんですか。下水道に。

室長：投入してますよ。はい、動かしてますんで。

住民：その動かすことについて、住民に何の連絡もなかったですよ。いつから動かしてるのか知らないですけど。ないですよ。これ。

室長：それは、それを動かしてやるということは言わせてもうたかなと思うんですけど、

住民：いやいや、そりゃいずれは動かすのはわかってます。いつから動かすかは何も聞いてませんよ。

室長：私が話し合いの時に言わせてもうてるらしいです。

住民：いつから、

室長：いつからって、しますよって、ちょっと私いつ言うたんかどうかわかりませんが、たいがいのことは言わせてもうてます。そんなこと内緒にする話でもないんで、言わせてもうてると思います。

住民：いつから動いてるんですか。

室長：9月20日からです。

住民：9月20日から動いてるんですか。

室長：話し合いで、その前に言わさしてもうてるということです。9月20日。そんな動かすのを黙って動かしてるわけではなくて、ちゃんと事前にも言うてるし、ということで、そういうことでございます。

住民：調査結果はどうやったんですか。これ今は沈砂池の水と混合でプールして流してるというように聞いたんですけども、要は薄めてるということなんやけど。

室長：はい、あの 3 本の井戸から揚げてますけど、それだけでは、103 t といいますのは 24 時間で 103 t。すみません、105 t。それが一気にできるかと言うとそうではなくて、ずっと 24 時間動かしてということですので、それぞれの時間に揚げられる容量というのは限られてまして、それが 3 つの井戸からではちょっと足らるので、沈砂池の水も混ぜて能力いっぱい機械を動かしてるということです。

住民：関連質問ですけどね、井戸が今 4 つ動いてますよね。どの井戸からどれだけの量が上がってるのか、または調整出来てるのか、いやいや、スイッチ入れたらゴミが詰まろうが詰まってなかりょうが、浸透水だかが関係なしに、動いた分だけだというやり方やってるのか、コントロール出来てるのかとか。

室長：あの 3 本の井戸から揚がるだけ揚げてる。

住民：4 本でしょう。

室長：いや、3 本の井戸プラス、揚がるだけ揚げて、後は沈砂池の水を入れてると。

住民：一緒に動いてます。

室長：え。

住民：一緒に動いてます。

室長：一緒に動いてますよ。だから 3 本の井戸プラス、

住民：その井戸、揚水量は分かてるんですか。モーターは動くけど、

室長：それはね、一生懸命揚げてますんで、また●●●さん、データありますので、もしあれやったら今度の時また配らせてもらいますけど。

住民：先ほど言ったように、エー 5、今度新たに一つ掘りますけど、その揚水はどれくらいの高さになるんですか。ポンプの性能によってはどうやって水を、

室長：ポンプも当然新しい揚げるポンプを据え付ける必要があるかなと思うんですけど。

住民：どうやって水をコントロールするんですか。極端にいうと、2 本のポンプがあって、

1本だけが動くという可能性も、

室長：もしも今の3本の井戸がだめなら、もう新しい井戸ばかりにしたりということも  
ございますので、その辺はちょっとそこで、その新しい井戸がそんだけの量が揚がる  
のか揚がらないのかも含めまして、また場所と、深さと、いろんなことがあります、  
それであるのもしも掘った井戸で揚げた水だけではその容量がまだ余るということであれ  
ば、またその1,2,3の井戸も揚げる必要があるかなど。要はその能力限界いっぱい動かし  
ながら、なんとか浸透水をちょっとでも多く処理したいと。

住民：各井戸の流量が分かれば、いろんなコントロールが出来るんですよね。今の状態  
ではポンプ任せという感じになってますんで、まあ詳しい資料いただいたらまた検討します。

室長：出来るだけ揚げて、出来るだけ今の機械の能力精一杯使いたいと思いますんで、ま  
た資料は配らせてもらいます。

住民：すみません。ちょっと確認させていただきたいんですけども、この二次対策は、あ  
くまでも水質とか、水質じゃないですね、水位調査とか、水質調査、あるいはボーリン  
グで調査すると、あくまでもそれまで。そこで有害物見つかった分に関しては、搬出は  
今回は二次対策ではしないということですか。一次ではするけども、二次で、調査だけ。  
あくまでも。

室長：今のは調査です。

住民：いやいや、この二次対策は、これに関しては、あくまでもすべて調査だけ。

室長：今のこの中では二次対策についての調査でございます。二次対策した時に、掘った  
時に何か出てきたら、それはほうっておかないということ先ほど部長も言ってました  
けど、それはここまでしか掘りませんという話ではないので、当然掘ってもし何か出て  
きたら、あるいはその横がまだ汚れてたら出すということになるかと思うんですけど。

住民：そういうことですね。

室長：はい。

住民：すみません。先ほど硫化水素、メタンですね、メタンガス、その元になるもの  
については、取りださないという意見だったんですけどね、それはどういうんですかね、  
年月が経てば、自然消滅するような感じの発言やったんですけども、それは確かなん  
ですか。やはり原因になるものについては、僕も詳しいところ分かりませんが、あれ  
ば取りだしてもらいうるか、鉛についてもそうですけど、粘土で覆うような形ですね。  
やっていくような感じで前ちょっと聞いてたんですけども、それですとね、果たしてど

ういうもんが取りだしてもらえるのかなというようなことををちょっと疑問に思うんですけど、やっぱり原因になるようなものについては、この一次調査でも、出来るだけ取りだしていくというような形で進んでいますのでね、取り出せば何か環境にもすごい影響があるとかね、なんか原因があればあれですけども、中にあるもんについては、やはり取り出せるものについては、やっぱり取りだしていただきたいと思うんですけども。前、知事が来られた時にも、一番初めですけどね、●●●の自治会の時にも言わせていただいたんですけども、癌ですね、病気の癌のあれで、応急対策でなしに癌をですね、取り出さないとまた再発する可能性もあるので、というようなことも意見として出たような感じするんですけども、やはり元になるやつについては、それを置いといても全然影響はないと、なくなっていくんやという形であればいいんですけど、やはり何年かすればまた出てくるような感じになってくるようなことを思いますのでね、何かしっかりした理由があればいいんですけど、なかったらやっぱり取りだしていただけたらありがたいと思います。

もう一つは、二次調査ですね、さっきも出てたと思うんですけど、一次対策が終わってから、先にそれが進んでからですね、二次調査に移るような感じを思ってたんですけども、出来るだけ前の協定のあれも住民の方にですね、●●●の方には回覧でざっと回してますのでね、もう早く一次対策の方に取りかかってもらえるような感じをみんな持つてると思うんですよ。うち、今日話してたら、もうあれで終わったんちゃうのというような感じに、うちの家内も言ってたんですけど、まだこれからやというような話してたんですけど、やはりあるものについては早急に早く出していただいて、進めていただきたいなというようなことで思ってます。

管理監：はい、今おっしゃいましたように、一次対策の協定書にも書かせてもらいましたように、あくまでも一年間で終わってしまわないかん、法律がそこまでしかないという前提でございましたんで、一年間で出来る部分に限ってやるという形で、二次対策というのは、それよりもはるかに大きな対策工事を行うという形になりますので、一次対策で終わりではないということは、もうこれまでから何度も申し上げてきた通りでございますし、協定書にもそれ以降の対策という形ではっきり書いてある文に知事も署名をしていると思いますので、その点は責任もってやらせていただきますし、それで今日も部長もそういう二次対策の中で、二次調査も含めてということも、そういうのもすべて前提でお話させてもらってますので、その点はご理解願いたいと思います。

住民：二次調査でぜひお願いしたいんですけど、上流側の井戸、これが去年、一年前で第一回の委員会で、必要だ、県もやりますということやったのに一年以上たってもまだやっていただけない。二次調査のいの一番でやっていただきたいんですけどね。これ上流側のちゃんと井戸、そういうコアポーリングの調査をして、溶出、含有、ガス、いろいろあるとは思いますが、上流はどうだという。バックグラウンドきちっと取ってほしいんですよ。これずっと以前からお願いしてるんですけどね。処分場はどれだけ汚染されて、処分場の下流はどれだけどうなってるかっていうのがそこで比較出来るわけですね。SSがあるから有害物が高いんやどうやという、じゃあ上流でSSが高かったら

どうなるんですかっていう、そういう比較もいろんな意味で出来るんでね、バックグラウンドやるっていうのは、調査技術屋さんのいろはのい、やと思うんですわ、なぜそれをやらないのか。

住民：これももうやるって言ってるよ。言ったよ。

住民：一年前言ってますよ。

住民：二次調査のいの一番でやってほしいっていう。やるやる、その前にやるって言ってるんですよ。

参事：あの、遅くなってるのは誠に申し訳ないんですけど、今日お渡ししましたスケジュール表でいいますと、周辺井戸調査のところで4月に井戸設置って書いてますけども、この辺りでやりたい。

住民：それは4月のいつですか。

参事：いつというのであればですけど、来年度出来るだけ早く、先ほど、

住民：これは二次調査で、二次対策を判断していくわけですからね。その対策を判断するための大事な資料だと。技術屋さんやったらいの一番に必要なやと思うんですけどね。

管理監：ですから、このスケジュール表で4月に井戸設置と書いておりますのは、はっきり申し上げまして、予算的なものは来年度で要求をしておりますので、来年度から使えると。そのためには井戸設置の場所等につきましても、当然、逆に4月からすぐ工事とか契約とか入れるように、2月3月で場所を決めさせていただきたいという形で今考えております。出来るだけ早く作りたいというのは、前回の話し合いでも、来年度にはちゃんと上流も含めて井戸を設置いたしますというような返答をさせていただいたと思うんですけども。

住民：返答はもらってるんですけどね、一年前も同じような返事やったんですよ。やから心配で心配で、念には念を押して、今日はまあ間違いないだろうと。それでも周辺の井戸設置ということなんですけどね、特措法におけることなんですけど、それで進んでいるんですけどね、下流域が、特にVOCでものすごい汚染されてるわけですね。それはどうなるんですか。今回の特措法において、何らかの二次対策において、何らかのことをするのか、いやいや、そのためには今度の二次調査にその辺はきちっと、なんらかの調査を含めていくのか、この辺の話は全然出てきていない。下流域の汚染、二次調査において何らかの調査、どういう調査かわかりませんが、専門の先生方の意見も必要になってくるやないかと。

室長：はい、周辺井戸調査のところは上流だけじゃなくて下流も含めて周辺の井戸をいくつか掘らせていただきますので、このへんのプラス、今一次対策で採るVOCのものもごございますし、あと、二次対策でどういう下流対策するかということも含めまして、やらせていただいて、以後もずっと継続的にモニタリングさせていただくということになってます。

住民：上流側も、さらに下流側も、今の井戸ありますよね、最下流の。それをさらに下流にやっていくということやね。

室長：その下流かどうかちょっとわかりません。それはまたお示しさせていただきますけど、横も含めて周辺をさせていただきます。それまた提示させていただきます。

住民：要するに地下水、20m、30mの地下水が汚染されてますが、どこまで拡がってるんだろうという、ものすごい心配があります。上流と比較してどれだけ拡がってるんだろうという。

室長：また井戸の位置については、また

住民：\*\*\*にかける

室長：出させていただきますので、

住民：お願いします。ありがとうございます。

住民：すみません、もう一つ教えて下さい。この3ページのクー5で、テトラクロロとか、シス1.2とか、ベンゼンとか、それが深度1~3mの間で見つかったということですよ。それでその周辺を調査するというので、これに関連して、これらの物質は地下水にも見つかってるということも、その関係の有無もあるんですけども、これはどのくらいまで掘っていかはるんですか。掘って調査しはるんですか。

室長：このクー5のボーリングにつきましては、地山まで掘ってます。下まで。

住民：下まで。

室長：1m~3mのところの、1から1.5くらいのところでこれが出てるという状況でございますので、

住民：だからそれはもう、5m、\*\*\*5mくらいまでしか掘らないと。

室長：今回の一次対策ですか。

住民：二次対策。

室長：二次対策につきましては、横の広がりを見るというボーリングを今回させてもらいまして、この広がってれば取るということでございます。

住民：だから、その回りも1m～3mくらいまでしか掘って調査しないということですか。

室長：今のこの案としては、あったところの横の広がりを見ると。

住民：だからそれはわかってるんやけども、その回りも、あくまでも1mから深くて3mまでしか掘ってボーリングして、調査はしないんですか。それで終わりですか。

室長：今の出てきた横をもっと広がってないかを調べるということですので、今のこの案としては、その深さまでのボーリングを考えております。

住民：それと、だからあくまでもその物質が地下水に出てるんやから、それとの整合性を調べる、それ以上に調べようとはしないんですかっていう、この一次対策で、この下に関して。

室長：下に関して、今のクー5のところは1.5くらいの深さまでですので、それを取ってしまふ。今、クー5については10m四方で考えてますけど、またそれは横にもあれば当然ちょっと広く取ったりもする、ということになってきますので、それは今のクー5の広がりとしては、あるものは取るということでございますけども、後まあ、その今のこのルールで行きますと、その回りについて、そういうような同じものがまたないかどうかを見ていくということでございますので、ボーリングとしては、このルールとした場合、その深さの横の広がりを見ると、こういう、3m。

住民：実際に、この物質が確かにその回りは3m、1m～3mくらいまでしか今回はしないということなんやけど、あくまでもこの物質が、地下水にでてるんやから、仮にその3次4次、対策するとなった場合、それ、その下まであくまでもその地下水にひよっとしたらこれが原因しているかもわかんないといったことで。

室長：そうですね。

住民：そこまで捜査する気はありますか。ということ。

室長：クー5のところの井戸を掘ってまして、その井戸の浸透水は若干VOCが検出されますので、だからその、今のものがずっと降りて行ったということかなと思ってます。その原因物を取って、どうなってくるかというところを見ていきたいなど。一つ下流の



方で出てるのも、これも一つの原因なのかなというようなところもありますので、その関連性というところで、この井戸かなというようなところかなと思ってます。

住民：他のところ、いろんなどころから出ていけば、そりゃここだけということじゃないんやけど、これを見ると、あくまでもここだけみたいな感じやから、ここ、これが原因で地下水に汚染してるというふうにしかな考えられないから、それやったらもう変な話、底までどーんと。

室長：クー5のところはそこつながりを見て、途切れることなく取りたい。あと、その周辺で同様のことがないかというのをボーリングでその深さまでですけど、見ていきたいなということ。

住民：深さについては、これは納得できないですよ。もっと深く調べて。これベンゼンだけですよ、水よりも軽いのは。他のものは水より重たいで。

部長：あの、\*\*\*ですと、この1~3mを超えては、特に検出されてないんですが、なんである、それもボーリングをやって、それはわかってるんですけども、ただ梶山先生の方から、それもっと調べた方がいいんじゃないかと、こういう、ただそれをいわば無条件で全部調べた方がいいんじゃないかというようなご意見もいただいておりますので、ただそれ全部するとなるとこれまた莫大な予算もかかりますし、時期的な問題もありますので、その中でなんか工夫が、ここはどうしてもした方がいいよとかいうようなところはちょっと工夫をさせていただきたいと、こういうふうに思ってます。

住民：すみません、その件ですけどね、一次調査でこれ掘りました、底まで掘りましたね。で、次、10mあいてですね、こう掘りますね、この時に表層部の3mのところ有害物があつたと、だから次のこれは3m、これだけ掘るだけだと、それはね、10m例えば空いて、そしてその広がりがありますよ、水平に広がっていると、水平にしか広がらないと、そういう根拠あるんですか。だいたいそんな水平にね、広がりがるといふふうに考える方がおかしいんじゃないか。だからどっちいくか、そんなんわかりませんよ、だから必ずしも水平、だから先が3mに出てるから、今回も3mまでしか掘らないんだと、こういう理屈はね、非常にちょっとおかしい。

部長：あのね、それはね、そんな機械的に考えたっていうよりも、むしろ普通、その埋設をしたりする時は、そうそんなにもものすごい掘ったり、その横ほうんぬんとか、普通はだいたい同じレベルでしてるん違うかという前提でこれしてるんですけど、ただ実際ですね、今おっしゃられたこの話はですね、対策工の中で実際、いよいよ掘削をする時になればですね、それはその時に一個一個また見てかなきゃいけない話ですので、もう決めたことやから3mでもう終わりだとほることはできませんから、

住民：それだったらね、それだったらね、3mまでと限定して言わずにですよ、何かそうい

う弾力的にありそうであれば、さらに深く掘るだとかですね、そういうような表現にしていたかないと、3mしか掘りませんと、それでは、

部長：ただ基本はそこに置かせていただいたということであってですね、

住民：その基本をね、基本になった根拠というのは全然ないと私は思う。なんでその水平のところにはしか入れないんですか。こんなもん坂なってますやん。そのどこを、一次調査はその坂のどの辺を掘ったかっていうのも、これもわからないんですよ。それも上にあるのか、下に広がってるのか、全然それはわからないですからね。

部長：おっしゃることはようわかるんですけど、ただまあどっかで線を一定引いた上でですね、ここで調査、

住民：だから 10mあくわけですよ。少しの傾斜でもかなり空くわけですから。

部長：それはよくわかってます。

住民：それを考えてね、その範囲までは調べましょうというように言っていただいたら、みんな納得すると思う。

部長：逆にですね、それは対策工事をする時にはですね、それはこまめに見ながら、それを除去するなら除去してかなきゃいけないわけですので、その時にエイヤって 3mとかって、そんなこと出来ませんから。

住民：工事現場でね、ボーリングやっても、そんなこまめに見てやれます。

部長：いやいや、掘削する時ですよ。する時はこれ、

住民：いやいや、今回ボーリング調査の話ですよ。

部長：いや、ですからね、

住民：二次ボーリングの調査なんですよ。

部長：ですからね、調査の時点で全部それをこまめに何もかもしろと言われてるとですね、いつまでたってもこれ終わらないという話もありますので、それはそれで、察していただいて、まさにやりながらでもですね、必要な調査を組み合わせながらさせていただきたいと、こういうものなんですね。どっかで線を引いておかない限りですね、それはなかなか、もうこれ収拾がつかへんのと違うかなと思うんです。

住民：いろんなね、処分場の汚染、処分場だけじゃないです、工場でもそうですけども、これらの物質と言うのは水より重たいですから、一点から流れてきても、ずっと横へ、斜めに入っていったりするわけでしょう。まっすぐ降りると限らないしね。こんな横なんかいかない。そしたらもっと深く、当然調べるべきですよ。そしてこういう場合は 10 mと言わずに 5mでもするべきやと思います。ここの地点については、他まで全部せえとは言いませんよ。こういう物質が物質やから、あえてここは特別視して考えるべきやないですか。

室長：はい、梶山委員の言っている意見とか、ございますので、その辺また、今のところ、まあ VOC ことだけなんで、そんな特性もあるんですけど、掘ったところ、層になって、あったところですが、そういうことも含めまして、梶山先生のご意見とか、いろんな方の委員のご意見とか含めまして、どういう状況で言っておられるのか確認をさせていただきます。

住民：廃棄物のそれで汚染の本なんか見ると、たいがいそうなりますから。

住民：一次対策で、電気探査とか、EM探査ですか。やられますよね。掘削した後、あの信頼性というのは、私あんまりイメージ持ってないんですけど、RDを今まで何回かいろいろそういうことをやって、実際コアボーリングを掘削したりやって、どうなんですか。信頼性はあるんですかね。そういうデータが欲しいんですけどね。今後とも、そういうの使っていくような感じなんで、信頼性がないのに、なんで信頼性があるように続けるのか、ちょっとそれを出してほしいんですけどね。ここではもう間違いなく出ましたよと、RDですよ、RDの中で。今まで何回かやりましたが。

室長：あの電磁探査についてはですね、ドラム缶が出てきたところの横に見えていた部分については、反応が出てますので、その部分については出てるなということを確認できたかなと思いました。それ以上のものはないんですけど、そこにドラム缶があったので、ここが出るかどうか、ということも含めて検証したところ、ここにあるというところは、反応は出てますので、他のところにもその同様の状態があるのかな、同様の反応が出てるところがありますので、そこがあるのかなというところですよ。

住民：信頼で言えば、信頼性は高いとみてるわけですね。ドラム缶の調査する時は、それを元に今後ともやっていけるということですか。昔は、やったけど全然わからなくて、実際掘削したら後で出てきたというのが現実だったんでね。

室長：今のやったのは磁気の探査で、金属反応を使ってやって、前のやつは密度もあるんですけど、電気探査でその電気の伝導の差を測るやつです。今の金属反応でドラム缶という、電気探査はそのドラム缶を探すというよりも、廃棄物の汚れを見るということで。ドラム缶から流れ出たものの、そこに溜まってたら、その電気の流れ方が違うということ踏まえてそういうのを探せるかなというところがあったんですけども、今

の電磁探査については、示せと言われれば、あったところが反応出たということですので、それと同じような反応があるところには、あるのではないかなということですよ。

住民：ドラム缶じゃあないですね。有害物だったね。それ確実に何mまでが確実に分かるというデータありますか。

参事：一応、5m～10mということですけども、どっちにしても、ものを直接見てるわけやないんで、これ結局掘りだすとかボーリングしてあたるとかいうことやないと分からへんで、今の旧焼却炉跡のところについては、ドラム缶埋めたという証言もありますし、実際ものも出てきてるし、というようなことがあるんで、そういうことと合わせてそこでは電磁探査が効果的やなということやってるということ、その電磁探査はどこでもやったら確実に例えば5m以内に埋まれば全部分かるとか、そういうことじゃなくて、やっぱり他のやつと併せて、よりなんていうか、確実性の高いような調査をして調べてるということですよ。

住民：それと調査に関してですけどね、福島の原因以来ね、関東で原因関係なく、放射性物質が出てますわね、あちこちで。RDなんでもありやから、一回調査して欲しいですね。計測器は滋賀県あります。

住民：放射性チタン入ってあったところはね、まだあるという話です。もっとあるらしいです。

住民：県は持ってないんですか。計測器。

部長：やっぱりサンプルを持って帰って調査するということが出来たんですけど。

住民：持って測るやつありますやろ。それは持ってない。

部長：ありますけど、あんまりあれは、そんなに\*\*\*

住民：それはええの用意してもらわなあかんやん。

課長（滋賀県）：測り方がいろいろございまして、ガイガーカウンターとかシンチレーションカウンターとかいろいろあるんですけど、その物をですね、土壌を持って帰って、機械の中で測るという操作があるのか、それとも空気中の環境汚染濃度を測るのに必要なのか、そこら辺のところはちょっと、私ども詳細詳しくわかりませんので、これを\*\*\*出来るのかをですね、もういっぺんなんだったら調べて参りたいと思いますけど。

住民：ガイガーテスターってあれ持って測るやつよね。

課長：ですから、ガイガーカウンターでカウントしてですね、ガイガーカウンターをシーベルトにカウント、変換する必要があると思うんですね。ですからガイガーカウンターをし、今問題なってるシーベルトという単位ですけれども、それカウント、換算出来る機械があるのかどうか、ちょっと私も分かりませんので、もう一度確認させていただきたいと思います。

住民：韓国なんかでは舗装に結構使ってるね、今問題になって、道路めくったりしてるねんけど、日本ではそういうことはないよな。

部長：舗装ですか。

住民：道路の舗装に。韓国では大量にめくってるから、今ね。

課長：一応ですね、原子力規制法ってのがございまして、原子力発電所から出てくる廃棄物につきましてはですね、100 ベクレル/kg の基準、これがクリアランスレベルとされておりまして、そういったものをクリアしないことには、リサイクル出来ない、という形になっております。現状ですね、リサイクルについては、100 ベクレル/kg という基準値が存在しているということでございますので、そういったものが流通しているということは考えにくいというふうに考えております。ちょっとこれ詳細に調べたいと思います。

住民：先ほど二次対策、二次対策がすぐに始まって、その準備が必要ということで、下流域の汚染はどういうふうに対処するんですかという話をさせていただきました。処分場の浸透水が地下に流れて、かつ汚染がどんどん出てる。その拡散防止をどうするんですかっていう、これは以前から早くして下さい、拡散防止は早くということです。どうやってきた、お願いしてたんですけど、今回どのような、その辺の予定してるんですかね。拡散防止。緊急対策としていつも挙がってくるんですけど、実施されてきてないという。

部長：一次対策ですか。

住民：いやいや、二次対策が次にすぐ行われますよね。二次調査もそれと並行してという状況なってきます。緊急ですよ。で、二次対策をやるにあたって、今度二次調査にそういうことを含む必要があるのかな、早くやればそれだけいいからね。そういう意味合いのことで、先の話やから、先でやりますというのか、緊急性が一番大きいからちょっと気になってるんですけどね。

管理監：水関係につきましては、当然地下水等通じて、下流への支障というのがどうあるか、その支障をどのように対応するのか、ということやと思うんですけども、そういう意味で先ほど言いましたように、周辺の井戸を新たに掘って、どういうふうにするのか、その地下水の状況等と汚染の状況が拡散してとか、どういう流れになっているのか、その地下水の状況等と汚染の状

況を見て、一番適切な方法を取らざるを得ない。そのために井戸を来年早々に設置したいということ、そこら辺のデータでもって、またあの委員の皆さん方と、話、助言を得ながら対策工は絞られていくのかなというふうに思っておりますし、それはあの、前回の調査委員会の時でも、そのような話が出ておったと思いますんで、それでもってやりたい。出来るだけ早くしなければならないというのはわかるんですけども、そういう調査の結果を判断しなければならないかなというふうに思っております。

住民：●●●と●●●の農業用水井戸、かなりひどいんです。だんだん年々々々ひどくなっていく。電気伝導度も農業用水基準をもうかつかつとか、そういう状態なんです。砒素もだんだんだんだん濃度が高くなってきている。そういう状況なんで早急にお願いします。

住民：よろしいですか。

住民：まあしかし、やるやるやるやる言ってるだけでひとつも進まんから、正直こうやってイライライライラしてるんです。ぜひ有言実行でお願いします。

住民：えっと、よろしいですか。今回のですね、二次調査を見てもみますと、この第一処分場に重点的にされておられますわね。この RD の処分場の問題化したっていうのは、硫化水素なんですよ、2万2千 ppm の硫化水素なんですよ。それがですね、この、だいたいこの上に書いてあるカのこの道路の側溝から噴き出したと。当初はね。それがなぜかいうと、ここからですね、是正箇所、深掘りの是正箇所という方に向かって、土管がずっとあったんですよ。ご存じやと思いますけど。ほんでこの、今回のこの箇所を何でこのボーリングして調査されないのか、これ不思議でならんのですわ。この是正是正っておっしゃいますけど、これ県が是正を確認したというのは、たった 5m しか掘らんと、確認したと、当初はね。是正命令出して、それから確認したという文章がありましたけども、5m 掘って確認したという文章がありますね。ところが県が当初この穴の深さは、幅が 30m、長さが 50m、深さが 20m、ね、こういうふうに確認しておられるんですよ。ちゃんとあの書いてありますね、公文書に。それなのに 5m しか掘らんと、確認した、是正をね。それではやっぱりこういう RD のこの処分場の状況見てもみますと、とてもやないですけど、それは出来ていないと思うんですわ。だからここは絶対土壌を取ってですね、調査せんとあかん、このように思うんですね。

それと、何でそんなことを言うのかということ、いろいろその平成何年ですか、3年から5年、6年、7年、火災があった8年、当時ですね、当時その立ち上がった時には、火災の残渣をブルドーザーで第二処分場の方に押したと。ほんでそれ県に言うたら、かまへんということで押したというふうに、そういう記述もあります。だからそういったものがすべて第二処分場の方に行ってるんですよ。だから、なんでこの今回の、第二処分場の方はですね、この手付かずでされないのか、これ納得いかないんですけどもね。これの是正箇所というは、これはここものすごい深い穴ですので、これはぜひともですね、再調査をお願いしたいと、このように思うんですけど。

室長：あの、この深堀是正箇所は、深くまで掘って、粘土層破壊されてあったので、底まで掘って、掘り上げたやつを一定の量分析しながら、掘ったところということ、それをまた埋め戻した。底を完全かどうかちょっとわかりませんが、粘土層の部分にシート入れたりしながら、その水が入らんようにして埋め戻してるというところですので、5mって私ちょっとようわからんのですが、

住民：ちゃんと県のあれに書いてますやん。

室長：これ平成17年にはこれまだ穴が空いてあって、私もこれ底まで、

住民：平成17年って、そんなことはないです。そんなことはないです。

室長：ここは、

住民：\*\*\*場所が全然違うでしょ。

室長：え？

住民：そんなことはない。これあれで、平成11年に前回はもう埋まりましたんですよ。そんな穴なんてないですよ。何をおっしゃってますのや。

室長：改善命令、13年の改善命令で、

住民：再度されたんですか。

室長：え？

住民：再度、もう一遍掘ってされたんですか。

室長：これ底まで掘って、粘土層の破壊された部分を完全に修復されたかどうかあれですけど、17年、私来た時に17年、大きな穴が空いてまして、この上がもう山になってた状況がありましたんで、その時の17年に埋め戻したんですね。

住民：その話じゃない。

住民：そうそう、いやいや、

住民：それはだから、

住民：あんなもん、ほんなんやったら、その量どないしてん、ものすごい

室長：この上がもう全部山になってました。処分場の上がもう平らなところがないくらい。このガス化熔融炉の鉄骨の横までも山が来てたんです。上から下みたら足がすくむほどの深さのように見えましたけども。

住民：そしたら何でそんなまだガスが出るの。

室長：ガスが出たっていうか、まあこの中には特にドラム缶もなかったし、それぞれの分析をした、で埋め戻してるという状況もありますので、ここを掘ると、せっかく遮水してあるやつに穴あけたりしたり、あるいはこれ掘りだして全部中見て、確かに木片とかいっぱいあって、私も当番当たって見てきて、木抜き出して、一か所に固めたりしてましたけど、ここはもう 5mとかいうんじゃないくて、全部 13 年の改善命令、これ水処理施設作ったり、セットバックしたり、という 4 項目の、はい、水処理施設作った時の深堀です。

住民：ちょっと問題は残りましたが、

室長：確かにちょっと底が全部きちっとなったんかどうかつちゅうところがあったとは聞いており、後、この何で第一処分場の方に偏ってるかということですけど、これはボーリングの 30mメッシュのボーリング調査の結果、ここが環境基準超えてたということでございますので、特にうちが、ここ重点的に調査しようかといってボーリングの位置を決めたわけではないということでございます。

司会：どうぞ。

住民：もう時間がないので、だいたい調査と、それから今後の対策に関わるような話が出てきたかと思うんで、それ以外のところで、岡治さんには最初に今日は言うからね、と予告してたことを申し上げたいと思いますけども、大変不満に思ってます。例の追加検証委員会のことです。前回の検証委員会の時に、住民との連携強化っていうことが答申であげられたわけですね。その中では、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について説明責任をしっかりと果たすことが必要であると、そういう答申が出たわけですよ。それを踏まえて作られた追加検証委員会でしょ。それが何で住民側に知らされないんですか。一回目終わった後に、二回目になって初めてクレームしたら慌てて書類が回りましたよね。しかもその時点では、栗東市にも連絡がいつてなかったと。これは許されないことですよ。ちょっと待って下さい。あのね、不満はいろいろあるんだけど、まずはね、あの追加検証委員会は、その後のね、他の事案に対して県がどういう対応をしたのかってことを検証してて、RD に関しては、責任者の追及、ここだけに焦点を絞ってるでしょ。でもね、最初の検証委員会出した答申の最後は、地域連携、住民との連携強化なんですよ。ここが一番大切なんですよ。こ



こが一番大切なんですよ。そしてこの事案に対して、その反省が生かされたのかどうか、そこを検証しなければ、追加検証の意味がないじゃないですか。そこをね、完全にオミットしたこと、それが問題。それからその開催自体も知らされなかったこと、これが2番目の問題。それから3番目はね、前回の検証委員会は、総務部がちゃんと総括して、客観的な検証した、今回の場合は琵琶湖環境部の所管ですよ？明らかに環境省に向けた書類作りのための形式的な委員会じゃないですか、だから3回で終わったわけですよ。こんなことやってるから住民の信頼を失うんですよ。なんで客観的に、同じようにですね、琵琶湖環境部ではなくて、総務部が所管して、客観的なこれからの対応は間違ってたのかどうか、検証しなかったんですか。そしてなんで3回だけでやめてしまったんですか。本気にやる気がないと思えないわけですよ。その点について、返答してください。

住民：はい、もう一つ追加いいですか。

住民：どうぞ。

住民：いやあのね、2回、3回寄せてもうたんですよ。ほんでまあ見ると、ちょっとおかしいなと思うところがあるんですよ。RDの企業責任、排出者責任、それで終わってます。県の責任何もない。これは非常におかしいと思うんです。それ1つ追加、以上です。

管理監：●●●さんの方言われましたように、追加検証委員会につきまして、ちょっと我々の思い違いなのか、要は今回は確かに追加検証委員会につきましては、一次対策の実施をするにあたって、環境省の方との協議の中で、本来ですと、20年の2月に一回目の追加検証でもって、RD事案がなぜ起こったのか、それにおける対応のこと、あるいは組織的な問題、あるいは担当職員の対応の問題、というのを検証するという事で第一回やられたんで、基本的にはRDが、あのような問題が起こったという点については、第一回の検証委員会で検証ははっきりなされて、大変、県に対して厳しい報告もいただいたというところがございます。今回の追加検証委員会につきましては、いわゆるその1回目の委員会から提案があった、滋賀県に対する再発防止策、それと、責任追及という部分について、20年2月から3年ほどたってるんでその間のことを検証する必要があるというお話も頂きましたので、その点をやっただ。元々この検証につきましては、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う措置について、産廃特措法の中に指針等があるんで、それに基づいて、決められた項目について行くと。その決められた項目について、一回目で終わったものについては、除いてという形で、先ほど言いましたように、これは我々のその・・・。

住民：藤本さん、それは間違ってます。この設置要綱にはちゃんと書いてます。同委員会が提案があった事項に関するその後の滋賀県の取組状況、及び検証後の関係事業者に対する責任追及に係る滋賀県の取組状況について追加の検証を行うためと書いてあります。つまり、前半部分で、同委員会から提案があった事項に関する、その後の滋賀県の取組

状況っていうような文章があるわけですから、当然ながら、住民に対しての検証も必要でしょうが。設置要綱の趣旨がそう書かれてるんですよ。

住民：もう終わったわけですからしょうがないですけども、これは別途設置されるんでしょうね。

室長：すみません、今のその周辺住民との連携という部分が前回の検証委員会の報告にあります。それにつきましては、RDのその後の、私たちと皆さんと何回も何回も話し合いをさせていただき、そのことは、対応、その後の対応をやっている中でやってるわけですけども、今の再発防止の中で言われてるやつにつきましては、県内の産廃行政の中でですね、

住民：わかってますよ。それを\*\*\*したのわかってる。そしたらこの設置要綱は間違ってるじゃないか。趣旨が違うじゃないですか。趣旨ではちゃんと同委員会が提案があった事項に関するその後の滋賀県の取組状況が書いてるんですよ。

室長：そうです。

住民：検証する中に。

室長：前回いただいた再発防止の中で、そういう処分場の周辺の住民の方々は、非常に情報をたくさん持っておられると。そういう方々の、RDの反省を元にですね、確かに住民の方々がいろいろ言っていたのに、なかなかそれがきちっと、

住民：その反省は、結局新たなそういうような事案を防ぐための反省だけではなくて、当然ながら、このRD事案に生かされなければいけないんじゃないですか。それを言いたいんですよ。この案件はもう終わったことではないわけですよ。この事案はまだ続いているわけだから、これからの県の対応に問題があったと言ってるわけだから、今後はこの事案のやつはそういうことがないように、それを真剣にやるのが県の責務でしょうが。

管理監：その設置要綱の中で、いわゆる所掌事務という形で、実際に検証することが2項目挙げてございます。

住民：分かってます。言われなくても所掌事務にはそれが入ってないことは分かってますが、趣旨には入ってるわけでしょう。趣旨と所掌事務が乖離してる、そしてそれから結局的に最後のところの所管する事務も結局琵琶湖環境部になってる。これはもう見てたら明らかに環境省のためにもう結論を、特措法を申請するために作られた委員会であることは見え見えです。そんなことはわかってるんです。そんなことはわかった上で申し上げてるんです。県として、しっかり反省してほしいということなんです。

部長：あの、今のご意見についてはですね、ぜひこれからの住民の皆様との話し合いなり、これからの課題解決に当たってですね、ぜひその点は生かさせていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

住民：追加で言いますけど、この本当にその後のですね、私前から思ってたんですけど、事件が起きてからのね、県の対応が本当にもっと真剣に反省しなければいけないことだろうと思うんですよ。その検証に関しては、積極的に取り組むつもりあるんですか。それ県が自主的にやらない場合だったら、私も学者としてね、そういうことやりたい、やってみたいと思うんですけど、そういう時にも、自分たちのことは、もう、前、上田さんは武士の情けだとか言いましたけども、触れられたくないと、というような態度取られるのは、非常に怒りがまたこみあげてくるんですけども、その点については、自らの問題点を明確化する意識があるのかどうか、それを確認してください。

部長：それはですね、私自身も逆にいえば、いろいろ職員の関与の話もいろんな方面からも調査をさせていただいたんですが、逆に言うと、明白でないというよりもですね、一つには、いろんな背景もあるんだろうと思いますが、原因が明白にこれが原因だというのは、私自身もいろいろ個人的にも調べもさせていただいたんですけど、それはなんかわからない点が多いんですが、ただ県としても、この RD 事案のこの対応っていうのは、これはもうはっきり言って今から反省しても仕方がないのかもしれませんが、何もかもがやっぱり後手後手に回ってきたっていうのが、これが事実でもありますので、逆に言うと、これをこれからの行政にぜひ生かしていくと。そういうことで、県庁中がですね、これについては、本当にある意味では反省をしなきゃいけないことで、それは徹底をされてるというふうに私も思ってますし、特に琵琶湖部のこの廃棄物行政においてはですね、もうそれ以後は、とにかく一年以内に、問題事案が発生したらすべて解決をするという、そういう方針で臨んでますので、それは生かされてるのではないかなと、こういうふうに思ってます。

住民：あのね、知事も、前回の知事も含めてね、RD は優良企業やと、ずっと言い続けたわけですよ。今のそっちにおられる県、市の職員も、税金たくさん払ってもらったから優良企業やと、私に言いましたよね。そうですね。そうですね。県もずっとそう言ってたんです。職員も全部。私たちがどんな問題いっぱい抱えて行っても、証人の、いろんな証人のね、証言を言っていってもね、何にも取り合おうとせんかった。それが今回何も出てないなんておかしい。もう一回検証しなおしてください。もう一回新しく作り直してください。最初から住民も、当然、交えて、その場で進めてください。

住民：一つ、もう一つ聞きたいんですけどね、検証委員会見ると、立入検査 100%にすると、立入検査しか書いてないんですけど、その立入検査はどういう方法取ってるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

課長：抜き打ちです。焼却炉のですね、ガスの調査をやる時がありますが、これは燃やし

てないと困るんで、これだけはですね、一定の期間をおいて、そこへ行ってます。

住民：だから抜き打ちを書いてなかったからね、今までみたいに事前連絡をしていくのかどうかをちょっと知りたかっただけ。

課長：これは基本的に抜き打ちですので、敢えて書かなかったんですが、抜き打ちです。

住民：やっぱりあの書類にやっぱり抜き打ちと書いてほしいね。

課長：じゃあ資料の中の調整はいたします。

住民：あの後手後手に回ったというお話、聞いたんですけどね、これから後手後手に回らないようにするにはどうしたらいいんですか。私としては、この今の有害物を出来るだけ除くというこれをね、真摯に受け止めてね、それを目的にやってほしいんですよ、今は。それをするためにはどうしたらよいかというところを考えてもらって、この基準やったら、これ以下は取らんとかね、そこにあっても流れていかないから大丈夫やとか、そういうようなことを、後ろ向きなことを言うてほしくないんです。そうなってきたら、後から後手後手やとまた言われるんです。

部長：あのおっしゃるのは分かるんですが、ただ一方で当然財政的な縛りといったこともありますし、ただ一方でですね、これいずれは県有地化をしてしまうわけですので、県有地化をすれば今度逆にいえば、例えば有害物がそれ以降も流れだしたというふうなことになればですね、その所有者の責任という、今度かかってくるわけですので、代執行の話では今度なくなってくるわけですので、それが一番のまさに責任の取り方じゃないんですが、後々まで責任をもつということになるんじゃないかなと思ってます。

住民：そこでね、そしたら後々にそういうことが起こったら、どこのお金でやるんですか。っていうことがね。そしたらやっぱり県の金っていうことは、みんなのお金ですね。今その金を使うのか、後からえらいことになってから使うのかどっちがええかということもあるんで。

部長：ですから、当然そこら辺のところもある意味ではバランス的なものを見ながらですね。当然後でモニタリングだけはきっちりとしなきゃいけないだろうと思ってます。

住民：ほんじゃ最初から掘ってたら、後からそういうことが起こる必要がないんで、今なんかあの辺この辺の道路なんか見てみなさい、全然きれいになってないでしょう。ああいうのはやっぱりお金ないから節約してはるんはわかるんですけども、そういうふうになってしまって、ずっといった時になってしまうかもしれない。そしたらもう取れないかもしれん。取れるうちにとっとかんと、後からああしもた、と思った時には取れなくなってしまうような世の中なってるかもしれないよ。そういうことを後世に残すよう

なことをわかってるのにやるっていうのはちょっといかがなものかなど。出来るだけのものを取ると。今ちょっと苦しくても出来る限り取ると、そういう気合をもってやってもらいたいと思うわけです。

部長：まあ精一杯頑張らせてもらいますんで。

住民：はい、すみません。最後になりましたんで、今回の調査、有害物の調査の進め方と、最初にいただいたこの中に、基本的な考え方、と県が示された。そこには私も何度も言ってますけど、RD 事案に対して、区域内の有害物を出来る限り除去することを盛り込んだ対策方針を最終決定をした調査とする。それ何度も何度も言ってる有害物を出来るだけ除去するんだということで、我々提案があって、それだったらということで、評価して、覚書交わしたわけですね。その覚書の中には、住民との、住民に対して納得と合意を大前提とするという内容の契約が交わされてるわけです。ところが途中でね、基準の3倍とか、特別に解釈してとか、なんかいろんなもんが出て、それと相反するような内容がどんどん上がってくるわけです。決してそういうようなことがないように、今までの契約っていうんですかね、その交わした流れの中の、大事なところ、もう一回見直しして、住民と向き合って頂きたい。我々それを頼りにこうやって話してますから。よろしくをお願いします。

部長：当然私ども精一杯それは対応させていただきますが、ただ一方でその全量撤去云々っていうのは、これもまた物理的に難しい話でもありますので、そのこのところでどういうふうにやろうかと思えばですね、どっかで線を引かなきゃいけないというのもご理解をいただきたいと思うんですが、先ほどもあったように、後世にそのいろいろ、逆にそんなことしといたがために、後で問題になったとかですね、そんなことは絶対許されませんので、そこら辺のところは十分踏まえて私ども考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

住民：これから、だんだんね、対策工入っていきますんで、このことはぜひ、我々これを頼りにここまで来てますんで、これからもやっていきますんで、よろしく願いいたします。

住民：今の基準の決め方・・・。

部長：私らもそんな生きてる間にですね、また何かせないかんとかいうような話だけはないように、

住民：VOC があまりにもひどすぎる。心配で心配で。

住民：先ほどの●●●さんの質問ちょっと答えてないと思うんやけど、わしらにも答えてないけど、なぜ廃棄物対策課があれやったんですか。検証委員会。前は総務でしたね。

管理監：あの、前回の RD の 1 回目につきましては、職員個人あるいは組織としての問題点というのを正確に出すためには、当然それに該当する部局が事務局を持つのはおかしいやろという形で行ったものです。今回につきましては、●●●さんからお叱りを受けましたけども、再発防止策として県に提言のあったことについての、廃棄物行政のその後の取組の中身、あるいはそれによってどういう結果が出るかという部分と、業者の責任追及という 2 点でしたので、他の部局でよくやっています何何施策についての審議会は、施策を実施している課が委員に説明をして、その委員から指摘なり意見なりを受けるとい形ですので、そういう中身のものなので、一番その中身について説明できる、あるいは責任を持ってやっている RD の対策室が持ったという形で、その点はちょっとその検証する対象が違ったんで、そういうような整理をさせていただいたということなんで、その点でご理解を頂きたいなと思ってるんですけど。

住民：職員の責任追及もなかったのはなぜですか。

管理監：職員の責任追及というのは、前回で、組織なり、あるいは職員個々人の対応について、そこで検証がなされると。多分おっしゃってるのは、そこから先の職員の処分どうのこうのというのは、検証委員会でもって、誰誰を減給せえとかどうのこうのというような権限は一切ありませんので、それはその報告書を受けての県の判断やというふうに思っておるんですけども、ですから、

住民：県の誰の判断。

管理監：いや、基本的にはその人事、総務部とか。我々は人事関係は持っておりませんが、その関係で、県全体としては、確かに責任はあったけども、その組織的な問題とか、その時の法体制の問題とか、いろんなもんがあるんで、そういったことを繰り返さないように、いわゆる組織の充実であるとか、施策の充実という形で、県としての責任を果たしていくという形で今取り組んでると。まあ不十分と言われるかもわかりませんが、先ほどの立入調査とかも含めて、住民から通報があったらすぐ、一切連絡せずにそこへ行って立入調査をして、事実を確認するというようなやり方をやっておりますので、以前の RD の場合はちょっとこちらの方も言われましたけども、RD 社に対して県が一定の信頼を置いてたから、そういう部分で問題があったんじゃないかというのも、前回の検証委員会で言われておりますので、そういうことのないよう、すべて客観的に、住民から通報があったらすぐに調査にいきなり、立入をするというような形でもって、二度とこういうことが起こらないようなというよう、日夜努力はさせていただいているというところでご理解いただきたいと思うんですけど。

住民：というのは、職員の処分はないということは、知事はそれはかまへんということやな、これからもそういうことはあるかわからんけど、職員に責任は一切ないというように解釈していいわけやな。

管理監：そこは私の口からは、私が判断すべき立場の者ではございませんし、いわゆる逆に言うと、今こちらに居てる者は、そういう判断基準を持ってないものですので、それについては、そのような形で‘はい’というようなお答えは出来ないことはご理解願いたいと思うんですけど。

住民：ちょっともう時間がないからね、言うけどもね、再発防止のための検証委員会ですよ。これはね、ものすごく普遍的な問題でもあると思うんですよ、行政文化としての。つまり目先の問題を解決すればいいんだ、与えられた問題をなるべく小さく設定して、それにこたえればいいんだといういわゆるインクリメンタリズム、それがあから問題が起きたし、そしてその解決も長引いたんですよ。そして今回の追加検証委員会もまったく同じ論理なんです。環境省の特措法申請をするために、問題を小さく設定しましょう。そのための委員会を作りましょう。そしてそれで最低限のことはやりましょう。そしたら住民に伝えなくてもいいでしょう。そういう論理なんです。それでやってきたから、RD 事案もでてきたし、その後の解決も長引いたんですよ。大きな絵は描けない、これは普遍的な病巣だってことが、病理なんだっていう発想がない。そういう行政文化に対する反省かな、それをしっかりしなければ、この問題に対して、何億ものお金、税金をみんな使うわけでしょう。その甲斐がないんだよ。もっと真剣に反省してもらいたいと思います。

部長：この事案についてはですね、今の検証もありますが、一定、対策工なんかも動き出してですね、すれば、逆にもっといろんな全容も明らかになってくるだろうと思いますし、逆にいえば、この対策工も終わった段階においてはですね、当然、県も、この事案っていうのも、まさに県政でいつまでも語り継がれると言うか、職員が反省をしなければいけない事案としてですね、いろんな研修の場でも使われたりとか、そういうことに私はなってくるだろうと思ってますので、そういう中にぜひ生かさせていただきたいと、そんなふうに思います。

室長：皆さんすみません。遅くまでありがとうございます。お忙しいところ、お集まりいただきました。今回いろいろご意見いただきまして、あと、委員の皆さま方からいただきました意見、ちょっとまだ不明な部分がございますので、これを確認いたしまして、予算という部分がありますが、もう一度非常に何度も申し訳ないんですけど、今年中にもう一回開かせていただきたいなと思います。あと、先ほどありました、その●●●さんからたくさん質問いただいてまして、文書で返すということをおっしゃるんですけど、それをその時やると、もうそれは何回も、別にさせてもらおうかなと私ら最初思ってたんですけど、まずいただいた方に、文書でお渡しさせてもらって、話す場を作らせてもらって、やって、その結果、またここへ出てくるということになるかなと思うんですけど。

住民：集まれるだけ集まります。

室長：それは集まれるだけ集まっていたいただいたあれですけど、今年中にやるこの二次調査の件につきましては、こういう形でやるのはちょっとそれはまた別件ということで、また●●●さんと3つ4つさせてもらって、その時には、また来て頂く方は来ていただくということでさせていただいたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

住民：はい、それで結構ですけども。

室長：そしたら、今の件の二次調査については、申し訳ございませんが、もう一回この形でお願いをさせていただきたいと思います。また●●●さんの件につきましては、●●●さんと日程調整させてもらって、それはまた別のところでさせていただきたいと思います。すみません、どうもありがとうございます。何度もお集まりいただくことになりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

住民：それを含めて全体で後2回。

室長：そうですね。

司会：それでは、予定の時間を過ぎましたので、この辺りで閉会とさせていただきたいと思います。終わりに当たりまして、琵琶湖環境局部長の正木から一言申し上げます。

部長：長時間ありがとうございました。ちょっと時間オーバーしてしまいまして申し訳ございませんでした。先ほどからご説明させていただいておりますように、私どもとすれば、出来れば調査を、出来るだけ早くやってその調査に加えて出来るだけ議論の時間も取らせていただいて、対策工の中身をさせていただきたいと思います。不十分な、例えば調査で不十分な点があっても、それはまたおいおい追加をすとかいうことも、ある程度のことは可能でもございますので、逆にいえば、一日も早く、二次調査の方をさせていただいて、そのうえでしっかりとした議論を踏まえ、年末には、来年のちょうどこの時期には、環境省の方にも書類も提出させていただいて、もうこれで3カ月ほどすれば、しっかりとした工事にかかれる、とそういうふうな状況に持って行きたいと思しますので、ぜひご協力のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上